+PART 742
CONTROL POLICY -- CCL BASED CONTROLS
規制方針－CCL規制に基づく規制

Sec.		Page
742.1	序文	1
742.2	化学生物兵器の拡散	2
742.3	核拡散防止	5
742.4	国家安全保障	6
742.5	ミサイル技術	9
742.6	地域の安定	11
742.7	犯罪規制	16
742.8	反テロリズム：イラン	17
742.9	反テロリズム：シリア	18
742.10	[Reserved]	
742.11	特別に設計した拷問器具、親指締め及び拇指手錠；並びに部品及び附属品であって他のエントリーで指定されていないもの	20
742.12	[Reserved]	
742.13	通信傍受装置；通信傍受装置のためのソフトウェア及び技術	20
742.14	重要品目：民間航空機のエンジン、部分品及びシステムの開発、製造又はオーバーホールのためのホットセクション[燃焼ガスに常時曝される部分]の技術	21
742.15	暗号品目	22
742.16	[RESERVED]	
742.17	OAS加盟国への小火器の輸出	23
742.18	化学兵器禁止条約（CWC又は条約）	24
742.19	反テロリズム：北朝鮮	26
付則 1	化学生物兵器の拡散防止の注釈	
付則 2	反テロリズム規制：北朝鮮、及びシリアの契約書尊厳期日及び関連方針	
付則 3	[Reserved]	
付則 4	[Reserved]	
付則 5	[Reserved]	
付則 6	暗号及びその他の"情報セキュリティ"品目の技術的な質問事項	
付則 7	主要な兵器システムの説明	
付則 8	暗号品目に対する自己番号分類報告	

ＰＡＲＴ７４２（第７４２章）規制方針－CCL に基づく規制

§742.1 序文

本章において、輸出管理規則（EAR）というときは、15 CFR chapterⅦ、subchapter C をいう。

(a) 適用範囲

本章では、EAR§738 付則 1 のカントリーチャートに反映されるすべての規制理由を定めている。それに加えて、カントリーチャートに反映されない以下の品目に対する輸出許可要求事項及び輸出許可方針を収載している：特別に設計した拷問器具、高性能コンピュータ及び通信妨害装置。

本章では、規制理由並びに輸出許可要求事項及び輸出許可方針の説明に加えて、特別な規制に適用される場合がある契約書尊厳条項を定めており、さらに、多国間レジーム（これに基づいて特別な規制が維持されている）の説明を収載している。

(b) CCL に掲載されている規制理由のうち、本章で対象としないもの

本章では、商務省規制品リスト（CCL）に掲載されているすべての"規制理由"（カントリーチャートには出てこない"供給不足物資"及び"国連制裁"を除く）に対する輸出許可要求事項及び輸出許可方針を定めている。

(1) 供給不足物資

供給不足物資規制("SS")の対象となる品目を含む ECCN については、輸出者は EAR§754 を参照しなさい。 これらの ECCN は以下の品目である：

0A980（海路で輸出される馬）；1C980（特定の無機化学製剤）；1C982（その他の特定の石油製品）；1C983（天然ガス液及びその他の天然ガス誘導体）；1C984（特定の都市ガス及び合成天然ガス（天然ガスで混合された場合は除外され、エネルギー省の輸出許可権限の対象となる）；並びに、1C988（未加工のウェスタンレッドシーダー（ツヤプリカータ）[ベイスギ]の丸太及び角材、並びに未加工材、製材、及び 加工材（樹皮や丸太面が残った欠陥部を含む）。

(2) 国連制裁

国連は、特定の国に対して、EAR のもとでその特定の国に対して別途維持されている内容を付加する規制に結びつく可能性がある制裁（完全な禁輸ではない）を課している。本章は、国連制裁を履行する規制に関する輸出許可要求事項及び輸出許可方針については対象としていない。国連制裁の対象となる品目を含む CCL のエントリーについては、輸出者は、これらの制裁国にかかわる輸出及び再輸出に適用される可能性がある付加規制に関して、EAR§746（禁輸及びその他の特別な規制）を参照しなさい。

(c) キューバ及びイランに関わる輸出及び再輸出

本章は、禁輸仕向地（キューバ及びイラン）への輸出及び再輸出に適用する輸出許可要求事項及び輸出許可方針については対象としていない。これらの包括的な禁輸は、CCL で反映されるものよりも幅広い範囲の品目を対象としている。あなたがこれら仕向地のいずれかに輸出又は再輸出しようとする場合、最初に EAR§746（禁輸及びその他の特別規制）をチェックしなければならない。

(d)イラン、北朝鮮、及びシリアへの反テロリズム規制

商務省は、輸出管理法第 6(a)節のもとにイラン、北朝鮮、及びシリアへの反テロリズム規制を維持している。イラン、シリア、及び北朝鮮への第 6(a)節をもとに規制される品目は、それぞれ§742.8、§742.9、§742.10 及び§742.19、並びに§742 付則 2 で規定されている。商務省はまた、EAA 第 6(j)節のもとにイラン、北朝鮮、及びシリアへの規制を維持している。これらの国に対して EAA 第 6(j)節のもとに規制される品目についても、§742 付則 2 で定められている。商務長官及び国務長官は、北朝鮮、イラン、又はシリアに対し第 6(j)節をもとに規制される品目の輸出許可を発行する 30 日前に、議会のしかるべき委員会に通知することが義務付けられている。イラン、北朝鮮、又はシリアに輸出又は再輸出をしようとする場合、EAR§746（禁輸及びその他の特別規制）をチェックしなければならない。

(e) 最終需要者及び最終用途に基づく規制

本章は、CCL には含まれない品目の輸出に対する禁止事項及び許可要求事項については、以下の最終用途及び最終需要者規制の対象となるものであっても、対象としない。

特定の核最終用途、特定のミサイル最終用途、特定の化学生物兵器最終用途；
特定の軍艦用原子力推進装置の最終用途、米国民の特定の活動、並びに特定の外国の船舶又は航空機に向けて、かつ、これらで使用するための特定の輸出。

これらの輸出許可要求事項及び輸出許可方針は、EAR§744 に収載されている。

(f) 重複して規制される場合の輸出許可方針

CCL の多くの品目は、複数の種類の規制（例えば、国家安全保障(NS)、ミサイル技術(MT)、核不拡散(NP)、地域の安定(RS)）の対象となる。それに加えて、CCL に掲げるすべての品目の申請書は、供給不足物資理由で規制されるものを除いて、その最終用途又は最終需要者が特定の拡散活動に関与している可能性がある場合、ミサイル技術（本章の§742.5(b)(3)参照）、核不拡散（本章の§742.3(b)(2)参照）又は化学生物兵器（本章の§742.2(b)(3)参照）について審査される可能性がある。最後に、多くの多面的に規制される品目は、これらがテロ支援国（本節の(d)項参照）を仕向地とする場合、反テロリズム理由について審査される。あなたの輸出許可申請は、すべての適用可能な輸出許可方針のもとに審査される。輸出許可証は、申請書がすべての適用可能な輸出許可方針のもとに承認できる場合にのみ発行される。

§742.2 生物化学兵器の拡散

(a) 輸出許可要求事項

生物化学兵器の拡散及び違法な使用に対抗する米国の外交政策の支援において、以下の規制が維持されている。（化学兵器禁止条約に基づく輸出許可要求事項については、本章の§742.18 も参照しなさい）。

(1) 該当する ECCN において、カントリーチャート(EAR§738 付則 1)の CB Column 1 が示される場合、次に掲げるものについては、カナダを含むすべての仕向地に対して輸出許可が必要である：

(i) ECCN 1C351、1C353、及び 1C354 で特定される人間の病原体、動物原性感染症原体、毒素、動物の病原体、遺伝子が組み替えられた微生物及び植物病原体；~~並びに~~

(ii) 本節の(a)(1)(i)項で定める毒素の遺伝要素；並びに

(iii) ~~(ii)~~ 本節の(a)(1)(i)項で定める毒素~~微生物貨物~~の製造及び／又は処分に関する技術（ECCN 1E001 及び 1E351）。

(2) 該当する ECCN において、カントリーチャート(EAR§738 付則 1)の CB Column 2 が示される場合、次に掲げるものについては、カントリーグループ A:3 国(EAR§740 付則 1 参照)（オーストラリアグループ加盟国）を除くすべての仕向地に対して輸出許可が必要である：

(i) ECCN 1C350 で特定される化学製剤（化学兵器用剤の製造において用いられる原料となる化学製剤及び中間生成化学製剤）。

(A) この輸出許可要求事項には、ECCN 1C350.b、.c 又は.d で特定される化学製剤の混合物を含む（ただし、ECCN 1C350 の許可要求事項の注釈 2 で指定される場合を除く）。

(B) この輸出許可要求事項には、ECCN 1C350 で特定される化学製剤とともに生成される化合物を含まない（ただし、これらの化合物も ECCN 1C350 で特定されている場合を除く）。

(C) この輸出許可要求事項は、次に掲げるいずれかの医療用、分析用、診断用、及び食物検査用キットであって、診断、分析、又は公衆衛生のために、特別に開発され、包装され、かつ市販されている配合が明確な包装済みの物質からなるものについては適用されない：

(1) ECCN 1C350.b 又は .c で規制される化学製剤（CB 規制の化学製剤であって、CWC において別表 2 又は 3 の化学物質としても特定されているもの）の含有量が 300g 以下を超えない検査用キットであって、CWC 加盟国（EAR§745 付則 2 に掲載されている仕向地）への輸出又は再輸出を予定しているもの。当該検査用キットは、CWC 非加盟国（EAR§745 付則 2 に掲載されていない仕向地）に対して CB 及び CW 理由により、かつ、AT 理由により ECCN 1C395 で規制されている。

(2) ECCN 1C350.d で規制される化学製剤（CB 規制の化学製剤であって、CWC において別表 1、2 又は 3 の化学物質としては特定されていないもの）の含有量が 300gr を超えない検査用キット。当該検査用キットは、AT 理由により ECCN 1C395 で規制されている。

(ii) ECCN 1C351（.d.14 及び.15 を除く）、1C353（ECCN 1C351.d.14 及び.15 の毒素の遺伝要素を除く）、及び 1C354 で特定されるヒト病原体、人獣共通感染症、毒素、動物病原体、遺伝子組換え微

生物及び植物病原体；並びに

(iii) ~~(ii)~~ ECCN 1C350 で規制される原料となる化学製剤の生成を制御したり、開始するために特に構成されたプロセス制御のためのソフトウェア（ECCN 1D390）。

(iv) ~~(iii)~~ 化学物質探知装置及びこれらのための専用の検出器（ECCN 1A004.c で規制されるもの）であって、ECCN 2B351.a で定める技術特性を併せて有するものの開発又は製造のための技術（ECCN 1E001）。

(v) ~~(iv)~~ 1C350 で定める化学製剤を製造するために設計又は製造された施設のための技術であって、以下のものを含む（1E001 及び 1E350）：

(A) プラント全体の設計；

(B) 装置の設計、仕様化若しくは調達；

(C) プラント全体若しくはこれらの構成装置の建設、設置若しくは操業の管理；

(D) 要員のトレーニング；又は

(E) 当該施設に関連する特有の問題に関するコンサルテーション。

~~(v) ECCN 1C350 で定める原料となる化学製剤の製造及び／又は処分のための技術（ECCN 1E001 及び 1E351）；~~

(vi) 以下に係る技術（ECCN 1E001 及び 1E351）：

(A) ECCN 1C350 で定める原料となる化学製剤の製造及び／又は処分；並びに

(B) 本節の(a)(2)(ii)項で定める微生物学的製品（ECCN 1C351.d.14 及び.15 に含まれる毒素及びそれらの毒素の遺伝要素を除く）の製造及び／又は処分。

(vii) ~~(vi)~~ CCL で ECCN 2B350 又は 2B351 で特定される装置及び材料、化学兵器用剤を探知するための 1A004.c で規制される化学製剤探知システムであって、2B351.a で定める毒ガス監視装置の特性を有するもの、並びに ECCN 2A226 で規制されるバルブであって、2B350.g で定めるものの特性を有するもののうち、化学兵器用剤の原料となる化学製剤の製造に用いることができるもの；

(viii) ~~(vii)~~ ECCN 2B352 で特定される装置又は材料であって、生物製剤の製造において使用することができるもの；

(ix) ~~(viii)~~ ECCN 2D351 又は 2D352 で特定されるソフトウェアであって、次のいずれかに該当するもの：

(A) ECCN 2B351 で規制される毒ガス監視装置及びそれらの専用の検出用の部分品の"使用"のための、ECCN 2D351 で特定される専用のソフトウェア；

(B) 2B352.j で規制される核酸の合成及び核酸と核酸との結合を行うために設計されたソフトウェアであって、デジタル配列情報から機能性遺伝因子を　設計及び合成することができるもの。

(x) ~~(ix)~~ ECCN 2D351 又は 2D352 で規制されるソフトウェアの"開発"のための ECCN 2E001 で特定される技術。

(xi) ~~(x)~~ 次の(A)又は(B)のための技術であって、ECCN 2E001、2E002 又は 2E301 で特定されるもの；

(A) ECCN 2B350、2B351 若しくは 2B352 で規制される品目の開発、製造若しくは使用；又は

(B) ECCN 2A226 で規制されるバルブであって、ECCN 2B350.g.で定めるものの特性を有するものの開発若しくは製造。

(xii) ~~(xi)~~ ECCN 2E201 又は 2E290 で特定される技術であって、2B350.g で定めるものの特性を有する ECCN 2A226 で規制されるバルブの使用のためのもの。

(3) 該当する ECCN において、カントリーチャート(EAR§738 付則 1)の CB Column 3 が示される場合、ECCN 1C991.c で特定される医療製品については、カントリーグループ D:3 国(EAR§740 付則 1 参照)に対して輸出許可が必要である。

(4) 1C395.a で規制される混合物及び 1C395.b で規制される検査用キットについては、CWC 非加盟国(EAR§745 付則 2 に掲載されていない仕向地）に対して輸出許可が必要である。

(b) 輸出許可方針

(1) 本節の(a)項で定める品目の輸出許可申請は、その輸出又は再輸出が生物化学兵器の設計、開発、製造、貯蔵又は使用に重大な貢献をするか否かを判定するために、ケースバイケースで検討される。輸出又は再輸出がこのような重要な貢献をするとみなされる場合、輸出許可は拒絶される。輸出若し

くは再輸出が、化学兵器又は生物兵器計画で用いられることを目的とする場合、或いは生物化学兵器テロリズムのために用いられることを目的とする場合、重要な貢献をするものとみなされる。これらの品目の輸出許可申請においてどのような措置を講じるべきかを決定するために考慮される要素の中に、本節の(b)(2)項に掲載されている要素がある。

(2) 本節の(a)項で定める品目の輸出許可申請に対してどのような措置を講じるべきかを決定するために考慮される要素の中に、次の要素がある：

(i) 最終用途の特質（記載された最終用途の適切性を含む）；

(ii) 生物化学兵器の設計、開発、製造、貯蔵又は使用に対して可能性のある貢献の観点からみた輸出及び再輸出の重要性；

(iii) 輸入国の不拡散の信用を保証するもの（輸入国の生物化学関連の能力及び目的を含む）；

(iv) 輸入国及び中継国（輸出又は再輸出されている品目が輸入国への途上で通過する国或いは積替えが行われる国）における輸出管理システムの範囲と有効性；

(v) その品目が、化学兵器若しくは生物兵器計画での使用のために転用されたり、或いは化学兵器若しくは生物兵器によるテロリズムの目的に転用されるリスク；

(vi) 取引当事者の信頼度（次のいずれかを含む）：

(A) 当該当事者が関係した輸出又は再輸出許可申請が、以前に拒絶されたか否か；

(B) 当該当事者のいずれかが、内密の或いは違法な調達に従事したか否か；

(C) 最終需要者が、輸出又は再輸出されるべき品目を安全に取扱い、保管ができるか否か；

(vii) 拡散とテロリズム行為に関する関連情報（取引当事者による生物化学兵器の設計、開発、製造、貯蔵、又は使用に関与する行為を含む）；

(viii) 個々の事案で示される生物化学兵器の設計、開発、製造、貯蔵又は使用を防ぐことに対する種類の確証又は保証（輸入国又は最終需要者により提供される関連の確約書を含む）；並びに

(ix) 当該取引に対する他の多国間輸出規制又は不拡散協定（例えば、化学兵器禁止条約及び生物兵器禁止条約）の適用可能性；

(x) 既存の契約書の存在。

(3) BIS は、本節の(a)項で定めていない品目のうち、以下に掲げるものについては、本節の(b)(1)項で定める輸出許可方針に従って、輸出許可申請を審査する：

(i) 供給不足物資以外の理由により輸出許可が必要なもの；及び

(ii) 生物化学兵器の設計、開発、製造、貯蔵若しくは使用に向けられる可能性があるもの、或いはこれらの行為に係わっている施設に向けられる可能性があるもの。

(4) 本節の(a)項で定める品目の輸出許可申請であって、中華人民共和国を仕向地とするものは、本節の(b)項と§742.4(b)(7)の双方に掲げる輸出許可方針に従って審査される。これらの品目がロシア又はベラルーシを仕向地とする場合、輸出許可申請書は、拒絶方針のもとに審査される。しかし、米国とロシア又は米国とベラルーシの宇宙協力活動、並びに EAR§746.8 で指定されるその他の特定の指定される活動におけるロシア又はベラルーシへの品目の輸出及び再輸出は、ケースバイケースで審査される。§746.8(b)を参照のこと。

(c) 契約書尊厳条項

契約書尊厳期日は、§742 付則 1 で示される。輸出許可申請の審査において既存の契約書が考慮されることを望む申請者は、当該契約書の存在を立証するのに十分な証拠書類を提出しなければならない。

(d) オーストラリアグループ

オーストラリアグループ（生物化学兵器の拡散の停止に取組む多国間組織）は、特に生物化学兵器に関連する品目の共通の規制リストを作成した。オーストラリアグループ参加国は、カントリーグループ A:3(EAR§740 付則 1参照)にリストされている。本節の(a)項にリストされている品目に対する規制は、オーストラリアグループの中で合意されたリストに合致している。

(e) 輸出許可申請要求事項及び指示事項

化学製剤、医薬品、及び調剤薬品に固有の申請及び提出要求事項は、EAR§748 の付則 2 の(a)項で規定される。

§742.3 核拡散防止

(a) 輸出許可要求事項

1978 年制定の核拡散防止法の第 309(c)節は、輸出又は再輸出時に認められた以外の行為に用いられる場合、核爆発用途で重要でありえる EAR の対象品目を特定することを BIS に求めている。CCL において"許可要求事項"欄の"カントリーチャート"の列に"NP 1" 又は "NP 2"の記号を含む ECCN は、核爆発用途で重要でありうる品目であって、そのために、本章及び 1978 年制定の核拡散防止法の第 309(c)節のもとに輸出許可要求事項の対象となる品目を特定している。これらの品目は、"The Nuclear Referral List"[核付託リスト]と呼ばれ、次の輸出許可要求事項の対象となる：

(1) 該当する ECCN でカントリーチャート(EAR§738 付則 1)の NP Column 1 が示される場合、EAR§740 付則 1 においてカントリーグループ A:4 にリストされている原子力供給国グループ(NSG)加盟国を除くすべての仕向地に対して、輸出許可が必要である。

(2) 該当する ECCN でカントリーチャート(EAR§738 付則 1)の NP Column 2 が示される場合であって、その品目がカントリーグループ D:2(EAR§740 付則 1 参照)、中国、又はマカオを仕向先とする場合、輸出許可が必要である。

(3) その他の核関連の輸出許可要求事項については、EAR§744.2 と EAR§744.5 で定められている。

(b) 輸出許可方針

(1) 本節の(a)項の規制を施行するため、個々の申請書に対していかなる措置を講じるべきかの決定に用いられるファクターの中には次のファクターがある：

(i) 移転される品目が申告された最終用途に対して妥当であるか否か、そして、申告された最終用途が最終需要者に対して妥当であるか否か；

(ii) 個々の品目の核用途に対する重要性；

(iii) 輸出又は再輸出される品目が、何らかの再処理施設又は濃縮施設の研究に用いられるか、又は、これらの施設の開発、設計、製造、建造、稼動若しくはメンテナンスのために使用されるか否か；

(iv) 個々の事案において、核爆発目的又は拡散のための使用を防ぐことに対して示される種類の確証又は保証；

(v) 取引の当事者が、内密の或いは違法な調達行為に従事したか否か；

(vi) 最終需要者への輸出又は再輸出許可申請が、以前に拒絶されたか否か、或いは、最終需要者が、general license[EAR の規定により輸出が是認されるもの（輸出許可申請を必要としない）]、許可例外若しくは validated license[BIS に輸出許可を申請し、輸出許可証が発行されたもの]のもとに受領された品目を不正な行為に、以前に転用したか否か；

(vii) 輸出又は再輸出が、EAR§744.2(a)で定める核爆発行為又はセーフガード[保障措置]が適用されない核燃料サイクル行為に流用される容認されないリスクに向けられるか否か；

(viii) 輸入国の不拡散の信用を保証するもの（以下に掲げるファクターの検討に基づく）：

(A) 輸入国が、核拡散防止条約(NPT)、又はラテンアメリカにおける核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）又は同様の国際的な法的拘束力がある核拡散防止協定の調印国であるか否か；

(B) 輸入国が、国際原子力機関（IAEA）のセーフガード[保障措置]又は同等の全範囲のセーフガードのもとに運転中であるか、設計されているか或いは建造中である核関連の行為、設備又は施設のすべてを有しているか否か；

(C) 米国と輸入国間に原子力エネルギーの民間用途における協力協定があるか否か；

(D) 輸入国政府の活動、声明及び政策が核拡散防止を支持しているか否か、そして、当該政府が不拡散分野における国際的な義務を順守しているか否か；

(E) 輸入国政府が、不拡散政策に広く協力する程度（例えば、国際的な不拡散問題について進んで協議すること）；並びに

(F) 輸入国の核の目的と活動に関する情報並びに

(ix) 受取国が十分な国家的な輸出規制（EAR §744.2 で規定される核爆発関連行為又はセーフガード[保障措置]が適用されない核燃料サイクル行為への再移転又は転用の容認できないリスクを阻止するため国連安全保障理事会決議 1540（2004 年）の 3 項で規定されている）を有しているか否か。

(2) 更に、BIS は核付託リストにない品目であって次に掲げるものについて、本節の(b)項で定める輸出許可方針に従って輸出許可申請を審査する：
(i) CCL において、"供給不足物資"以外の規制理由で輸出許可が必要なもの；及び
(ii) 核関連の最終用途又は最終需要者を仕向先とするもの。

(3) 中華人民共和国については、核兵器及びそれらの発射システムに直接的で重要な貢献をする品目の申請書に対する通常の輸出許可方針として、さらに詳細な審査が行われるか、拒絶される。

(4) 本節の(a)項で定める品目の輸出許可申請は、中華人民共和国を仕向地とする場合、本節の(b)項及び§742.4(b)(7)の双方に掲げる輸出許可方針に従って審査される。これらの品目がロシア又はベラルーシを仕向地とする場合、輸出許可申請書は、拒絶方針のもとに審査される。しかし、米国とロシアの民間の宇宙協力活動を支援するため又はロシア若しくはその他の仕向地における　ロシア製の原子力発電プラントを支援するためのロシア又はベラルーシへの輸出及び再輸出については、ケースバイケースで審査される。§746.8(b)を参照のこと。

(c) 契約書尊厳条項
契約書尊厳条項は、本節のもとに審査される輸出許可申請には適用できない。

(d) 核供給国グループ
カントリーチャート(EAR§738 付則 1 参照)で NP Column 1 のもとに輸出許可を必要とする核付託リストの殆どの品目は、INFCIRC/254/Revision 1/Part 2 の中で、国際原子力機関により発行された"核関連デュアルユース装置、材料及び関連技術の移転に関するガイドライン"の Annex に収載されている。INFCIRC/254/Revision 1/Part 2（核供給国ガイドラインを含む）の支持国は、この Annex で特定される品目の移転に関する輸出許可手続きを制定することに同意している。カントリーチャート(EAR§738 付則　1 参照)で NP Column 2 のもとに輸出許可が必要であるとしてリストされている品目は、この Annex には含まれず、米国によってのみ規制されている。

§742.4 国家安全保障

(a) 輸出許可要求事項
米国の政策として、国家安全保障（NS）に有害であることが立証される他の仕向国~~国~~（又は仕向国連合~~連合国~~）の軍事力に重大な貢献をする品目の輸出及び再輸出を制限している。一般的に、EAR§774 付則 1 の商務省規制品リストに掲載されている品目で、NS の規制理由があるものは、ワッセナーアレンジメントの"デュアルユース貨物及び技術"にもリストされている品目と、ワッセナーレンジメントの"軍需品リスト"にリストされているいくつかの品目である。"600 シリーズ"の品目と 9x515 の品目も NS 理由で規制されている。

(1) 国家安全保障列 1（NS:1）
それゆえに、CCL の ECCN において、"許可要求事項"欄のカントリーチャート列に NS Column 1 を含むすべての品目について、カナダを除くすべての仕向国への輸出及び再輸出に対して輸出許可が義務付けられている。

(2) 国家安全保障列 2（NS:2）
CCL の ECCN において、"許可要求事項"欄のカントリーチャート列に NS Column 2 を含むすべての品目について、カントリーグループ A:1 に指定されている仕向国（§740 付則 1 参照）を除くすべての仕向国に対して輸出許可が必要である（ただし、ECCN 6A003.b.4.b に掲げるカメラであって、素子の数が 111,000 以下でフレーム速度が 60Hz 以下のフォーカルプレーンアレーを有するものを除く）。

(3) 6A003.b.4.b
ECCN 6A003.b.4.b に掲げるカメラであって、素子の数が 111,000 以下でフレーム速度が 60Hz 以下のフォーカルプレーンアレーを有するもの及び§742.6(a)(2)(iii)若しくは(v)で定める認可に基づいて輸出又は再輸出されているカメラについては、カントリーグループ A:1 に指定されている仕向国（EAR§740 付則 1 参照）を除くすべての仕向国に輸出許可が必要である。この規制の目的は、これらの品目が、米国の国家安全保障に有害であることが立証されるであろうカントリーグループ D:1（EAR§740 Supp 付則 1 参照）に指定されている仕向国の軍事力に貢献しないことを確実にすることである。

(4) 特定の半導体製造装置及び関連するソフトウェア及び技術

3B001.a.4、c、d、f.1.b、j から p；3B002.b 及び c；3D001（3B001.a.4、c、d、f.1.b、j から p；3B002.b 及び c のためのもの）；3D002（3B001.a.4、c、d、f.1.b、j から p；3B002.b 及び c のためのもの）；又は 3E001（3B001.a.4、c、d、f.1.b、j から p；3B002.b 及び c に係るもの）で指定される品目の、マカオ又は EAR§740 付則 1 のカントリーグループ D:1 に指定される仕向地に向けての輸出若しくは再輸出又はこれらの国の国内での移転に対して輸出許可が義務付けられている。この(a)(4)項の輸出許可要件は、みなし輸出又はみない再輸出には適用されない。

ECCN 3B001.a.4、c、d、f.1.b、j から p、3B002.b 及び c に指定される品目；並びに 3D001（3A090、3B001.a.4、c、d、f.1.b、k から p、3B002.b 及び c のためのもの）、3D002（3B001.a.4、c、d、f.1.b、j から p、3B002.b 及び c のためのもの）、3E001（3A090、3B001.a.4、c、d、f.1.b、j から p、3B002.b 及び c に係るもの）に掲げる関連するソフトウェア及び技術であって、マカオ又は EAR§740 付則 1 のカントリーグルーD:5 に指定される仕向国に輸出若しくは再輸出されるもの又はこれらの国の国内で移転されるものについて、輸出許可が必要である。

(b) 輸出許可方針

各申請は、提示された取引のあらゆる側面を十分に考慮した上で、現行の方針に照らして審査される。輸出許可申請が複数の輸出許可方針の基準を満たす場合、最も制限的な輸出許可方が適用される。審査には一般的に以下が考慮される：出荷される品目の種類と数量の分析；その品目の軍事用途又は民生用途；同じ品目または同等の品目が海外で制限なく入手可能であること；仕向国；仕向国における最終的な最終需要者；及び対象とする最終用途。

(1)(i) カントリーグループ D:1

カントリーグループ D:1 に指定される仕向地（EAR§740 付則 1 参照）以外の仕向地に輸出又は再輸出される国家安全保障規制品目についての方針は、その品目がカントリーグループ D:1 に指定される仕向地に転用されるであろうとする重要なリスクがない限り、申請書を承認するものとする。本節の(b)(5)項から(b)(7)項及び(b)(9)項に記載されている国を除き、カントリーグループ D:1（EAR§740 付則 1 参照）への品目の輸出及び再輸出についての一般的な方針は、BIS が、その品目が民生用であるか、さもなければ米国の国家安全保障に有害となるような仕向地の軍事的潜在力への重要な貢献をしないと判断した場合、ケースバイケースで申請を承認するものとする。

(ii) 9x515 及び"600 シリーズ"の品目

ただし、EAR§740 付則 1 のカントリーグループ D:5 にリストされている国を仕向地とする場合、9x515 又は"600 シリーズ"の ECCN に番号分類される品目は、22 CFR 126.1（国際武器取引規則（ITAR））の米国の武器禁輸政策に沿って審査される。中国又は EAR§740 付則 1 のカントリーグループ E:1 にリストされている国を仕向地とする場合、9x515 の ECCN に番号分類される品目は、方針として拒絶の対象とされる。

(2) 本節の(a)(4)項に指定される品目の輸出許可申請は、EAR§44.23(d)の輸出許可審査方針に沿って審査される（ただし、EAR§744.23 に基づき輸出許可が要求されない場合、申請はケースバイケースで審査される）。

~~(1)(i) カントリーグループ D:1 国（EAR§740 付則 1 参照）以外の国に輸出又は再輸出される国家安全保障規制品目についての方針は、その品目がカントリーグループ D:1 国に転用されるであろうとする重要なリスクがない限り、申請書を承認することである。~~

~~(ii) ただし、EAR§740 付則 1 のカントリーグループ D:5 にリストされている国を仕向地とする場合、9x515 又は"600 シリーズ"の ECCN に番号分類される品目は、米国の武器禁輸政策（ITAR§126.1）に沿っても審査される。~~

~~(iii) 中国又は EAR§740 付則 1 のカントリーグループ E:1 にリストされている国を仕向地とする場合、9x515 の ECCN に番号分類される品目は、方針として拒絶の対象とされる。~~

~~(2) 本節の(b)(5)項から(b)(7)項で定める国を除いて、カントリーグループ D:1（EAR§740 付則 1 参照）への品目の輸出及び再輸出についての一般方針は、その品目が民生用途のものであるか、さもなければ米国の国家安全保障に有害であることが立証されるであろう仕向国の軍事力に重要な貢献をしないであろうことを、BIS がケースバイケースで裁定した場合に、申請書を承認することである。~~

(3) [Reserved]

~~(3) このような方針の審査が行われるのを可能にするため、各申請書は、提起された取引のすべての側面を十分考慮して、広く行われている方針に照らして審査される。審査には、一般に以下の内容を含む：~~

~~(i) 出荷される品目の種類及び数量の分析；~~

~~(ii) それらの軍事用途又は民間用途；~~

~~(iii) 国外において、同一又は同等の品目が制限なく入手できるか否か；~~

~~(iv) 仕向国；~~

~~(v) 仕向国における最終需要者；並びに~~

~~(vi) 目的とする最終用途。~~

(4) それぞれの提起された取引は個々に検討されるが、商務省規制品リストの Advisory Notes[助言的な注釈]で定められている品目は、他のものより承認される見込みが高い。

(5) 輸出及び再輸出に関するセーフガード[保障措置]の立法措置を採択するために行った努力を認めて、カザフスタン及びモンゴルは、輸出許可の取扱いに、より好意的な考慮が与えられる。

(6) ラオスに対する一般方針は、品目がラオスでの認可された用途のためのものであって、米国の国家安全保障規制又は外交政策規制に反して他の国又は他の用途に転用される可能性がないと BIS がケースバイケースで裁定した場合、輸出許可申請を承認することである。

(7)(i) ミャンマー、カンボジア、中国、ニカラグア、及びベネズエラに対して、すべての申請書は軍事最終需要者及び軍事最終用途に転用するリスクを判断するために審査が行われる。民間の最終需要者のための、民間の最終用途のためのものであると判断された品目の輸出、再輸出、又は移転に対する輸出許可申請は、一般方針として承認される。ミャンマー、カンボジア、中国、又はベネズエラの兵器システム、サブシステム、及び組立品（例えば、これに限るものではないが本章の付則 7 に規定されるもの）の"開発"、"製造"、保守、修理、又はオペレーションに重大な貢献をする品目を輸出、再輸出又は移転する輸出許可申請については拒絶が見込まれる。

(ii) 以下のファクターは、本節の(b)(7)(i)項で規定される輸出許可申請を審査する際に考慮される一部である：

(A) 記述されている最終用途に対する輸出、再輸出、又は移転の妥当性；

(B) 輸入国の兵器システムの能力に対する品目の重要性；

(C) いずれかの当事者が、EAR§744.21(g)で定義される'軍事最終需要者'であるか否か；

(D) 取引当事者の信頼性（以下を含む）：

(1) その輸出又は再輸出が以前拒否されたものであったか否か；

(2) いずれかの当事者が、不法な調達又は転用行為に従事しているか、従事していたか；

(3) 当事者が、その品目を安全に取扱い、保管することが可能であるか否か；並びに

(4) その取引当事者に対して、最終用途調査が BIS 又は他の米国政府機関により実施されており、また、実施することができるか；

(E) 取引当事者の、軍事活動（兵器システム、サブシステム、及び組立品の"開発"、"製造"、保守、修理、又はオペレーションを含む）への関与；

(F) 記述された最終用途から輸出品の転用及び軍事最終用途への転換をサポートする政府の戦略及び政策；並びに

(G) 輸入国における輸出管理システムの適用範囲と有効性。

(iii) 審査には、申し出のあった品目の輸出の米国国防産業基盤への影響評価及び 2018 年制定の輸出規制改革法の§1756(d)(3)で定義される国防産業基盤への重大な悪影響を与えるであろう輸出許可申請の拒絶が含まれる。

(8) インドに関して、以下のいずれかに対する品目（"600 シリーズ"の品目を含む）の輸出、再輸出、又は移転を行う輸出許可申請書は、そのような品目が核、"ミサイル"、又は化学生物兵器活動で使用するためのものでない限り、一般方針として承認される：

インド国内の民政省及び軍用の最終用途、

インド政府による最終的な最終用途、

カントリーグループ A:5 の国への再輸出、又は

米国への返送。

(9) ロシア及びベラルーシについて、すべての申請書は EAR§746.8(b)で記載される輸出許可方針に従って審査される。

(c) 契約書尊厳条項

契約書尊厳条項は、本節のもとに審査される輸出許可申請には適用できない。(ただし、本節の(a)(4)項の品目に対する申請書を除く)。(a)(4)項について、2023 年 10 月 18 日以前に署名された契約については、契約書尊厳条項が適用される。

~~(d) [RESERVED]~~

(d) 許可例外

特定の許可例外(例えば、許可例外 GBS(EAR§740.4 参照)及び TSR(EAR§740.6 参照))が国家安全保障品目にのみ適用できるが、その他の許可例外(例えば、許可例外 STA(EAR§740.20 参照)又は当該取引の事実に基づくその他の許可例外(例えば、許可例外 TMP(EAR§740.9 参照)若しくは GOV(EAR§740.11 参照))についても適用できる場合がある。許可例外の全リストについては§740 を、すべての許可例外に適用される許可例外の制限事項については EAR§740.2 を参照のこと。

§742.5 ミサイル技術

(a) 輸出許可要求事項

(1) ミサイルの拡散を制限する米国の外交政策を支持して、ミサイルの設計、開発、製造又は使用に関連する品目の輸出及び再輸出には輸出許可が義務付けられている。これらの品目は、CCL の ECCN において、"許可要求事項"欄のカントリーチャート列に、MT Column 1 として特定される。これらの品目については、カントリーチャート(EAR§738 付則 1 参照)の MT Column 1 で示されるすべての仕向地(カナダを除く)に対して輸出許可が必要である。

(2) 用語"ミサイル"は、ロケットシステム(弾道ミサイル、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体及び探査ロケットを含む)並びに無人航空機システム(巡航ミサイル、無人標的機及び無人偵察機を含む)であって、500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができるものとして定義される。イラクに輸出又は再輸出されるための"弾道ミサイル"の定義については、EAR§746.3 を参照しなさい。

(b) 輸出許可方針

(1) CCL の ECCN において、"許可要求事項"欄のカントリーチャート列に MT Column 1 で特定される品目の輸出及び再輸出の申請書は、その輸出又は再輸出がミサイルの拡散に重大な貢献をするか否かを裁定するために、ケースバイケースで検討される。CCL のカテゴリー7A に含まれる当該品目又は ECCN 9A101 で定められる当該品目の輸出及び再輸出申請書は、その輸出又は再輸出が、そのような申請に関して交換部品として妥当な量において有人航空機、衛星、陸上車又は海洋船に向けられる場合、好意的に考慮される。輸出又は再輸出がミサイル拡散に重大な貢献をするとみなされる場合、輸出許可は拒絶される。

(b)(1)項の注:無人航空機(UAV)であって、500kg 超のペイロードを 300km を超えて運搬することができるが、最大真大気速度が 800km/時未満のもの及びこれらのパラメータを満たす UAV システムの設計、開発、製造、又は使用に対してミサイル技術理由で規制される品目の輸出及び再輸出の申請書は、拒絶政策の対象とはならないが、それよりもむしろ、その輸出又は再輸出が米国の国家安全保障に反する大量破壊兵器若しくは軍事上の活動の支援に使用されるか否か、又は当該活動を支援する転用のリスクがあるか否かを裁定するためにケースバイケースで審査される。

(2) 個々の申請書を審査する際に考慮されるファクターの中には次のファクターがある。

(i) 最終用途の特質;

(ii) ミサイルの設計、開発、製造又は使用に対する貢献の観点からみた輸出及び再輸出の重要性;

(iii) 受入国のミサイル及び宇宙計画の能力及び目的;

(iv) 輸入国の不拡散の信用を保証するもの;

(v) 個々の事案で示されるミサイルの設計、開発、製造、貯蔵又は使用を防ぐことに対する種類の確証又は保証;並びに

(vi) 既存の契約書の存在。

(3)(i) MTCR の付属書の全般的な最小限ソフトウェア注釈、MTCR の付属書の全般的な技術注釈及び EAR §750.7(c)(1)(x)に沿って、BIS の輸出許可証に記載される MT 理由で規制される品目の許可は、輸出許可証で指定される同一の一人及び複数の最終荷受人及び一人又は複数の最終需要者への、MT 理由で規制される最小限の"ソフトウェア"(ソースコードを除く)であって、その品目の据付、操作、保守若しくは修理のために必要なもの及びその品目の据付、操作、保守若しくは修理のために必要な"技術"であって、最初に目的とした品目の安全な動作を確実なものとするためのものの輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)についても認められる。BIS の輸出許可証に記載される MT 理由で規制される品目の許可は、以前に BIS の輸出許可のもとで、合法的に輸出された品目における欠陥を修正する(バグ修正)を目的とする MT 理由で規制される"ソフトウェア"のそれ以降の、輸出許可証で指定される同一の一人又は複数の最終荷受人及び一人又は複数の最終需要者への輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)についても認められる(ただし、その品目の能力及び/又は性能が別途狂歌されないことを条件とする)。この MT の輸出許可運用方針は、すべての MT 関連のお輸出許可に適用されるので、本節の(b)(3)(ii)項で規定されるところにより、§750.7(c)(1)(x)と一致する形で施行される(ただし、§750.7(c)(1)(x)項の使用を除外される条件が輸出許可に対して設定される場合を除く)。

(ii) §750.7(c)(1)(x)に沿って、申請者は、必要最小限の"ソフトウェア"又は"技術"が輸出許可証の適用範囲において認可されるので、MT 規制品目の輸出許可申請書に記載される上記の最小限の"ソフトウェア"又は"技術"に対して補足書類を確認したり提出する必要はない。申請者は、§750.7(c)(1)(x)の上記の最小限の"ソフトウェア"及び/又は"技術"が、どのような場合に輸出許可証に記載された BIS の条件により輸出許可から除外されるかをインフォームされる、その輸出許可証には以下の条件が記載される:

"本輸出許可は、§750.7 の(c)(1)(x)項で指定される最小限の"ソフトウェア"及び/又は"技術"の輸出、再輸出又は移転(国内における移転)を許可するものではない(§742.5(b)(3)項参照)。"

(b)(3)項の注:EAR §740.13 の許可例外 TSU は、§740.2 の(a)(5)項で指定される MT 理由で規制される ECCN に適用できる(ただし、ソフトウェア又は技術が上記の項で指定される最終用途のためのものであること及び許可例外 TSU の要求事項を満たすことを条件とする)。(§740.2(a)(5)及び§740.13 を参照のこと)。(b)(3)項の輸出許可運用方針は、許可された輸出(又は再輸出、又は移転(国内における移転))に対してのみ適用できる。

(4) 他の品目に対する規制

BIS は、本節の(a)項に記述されていない品目のうち、次に該当するものについては、本節の(b)(1)項で定める輸出許可方針に従って、輸出許可申請を審査する:

(i) 供給不足物資以外の理由により、輸出許可証が必要なもの;及び

(ii) ミサイルの設計、開発、製造若しくは使用に向けられる可能性があるもの、或いはこれらの行為に係わっている施設に向けられる可能性があるもの

(5) 本節の(a)項で定める品目の輸出許可申請は、中華人民共和国を仕向地とする場合、本節の(b)項と§742.4(b)(7)の双方に掲げる輸出許可方針に従って審査される。これらの品目がロシア又はベラルーシを仕向地とする場合、輸出許可申請書は、拒絶方針のもとに審査される。しかし、米国とロシア又は米国とベラルーシの民間の宇宙協力活動を支援するためのロシア又はベラルーシへの輸出及び再輸出については、ケースバイケースで審査される。EAR §746.8(b)を参照のこと。

(c) 契約書尊厳条項

次の契約書尊厳期日が制定された:

(1) 1990 年 1 月 19 日以前に締結された契約書に含まれている ECCN 1B117 で指定されるバッチミキサーについての輸出許可申請は、ケースバイケースで検討される。

(2) 1991 年 3 月 7 日以前に締結された契約書に含まれている ECCN 1B115.b 又は .c の対象となる輸出許可申請は、ケースバイケースで検討される。

(3) 輸出許可申請が審査される際に既存の契約書が考慮されることを望む申請者は、契約書の存在を立証するのに十分な証拠書類を提出しなければならない。

(d) ミサイル関連技術輸出規制レジーム

ミサイル関連技術輸出規制レジーム(MTCR)参加国は、カントリーグループ A:2(EAR§740 付則 1 参照)にリストされている。本節の(a)項で特定される品目に対する規制は、MTCR で合意され、MTCR の付属書に収載されているリストと整合している。

§742.6 地域の安定

(a) 輸出許可要求事項

地域の安定を維持する米国の外交政策を支持して、次の規制が維持されている：

(1) RS Column1 輸出許可要求事項（一般）

CCL の ECCN において"輸出許可要求事項"欄のカントリーチャート列に RS Column 1 を含むすべての品目について、すべての仕向地（カナダを除く）への輸出及び再輸出に輸出許可が必要である。本節の(a)(2)、(a)(3)、又は(a)(9)項で記述される取引は、本項の(a)(1)で示される輸出許可要求事項ではなく、本節の(a)(2)項又は(a)(3)項で示される RS Column 1 の輸出許可要求事項の対象となる。

(2) 特定の熱画像カメラに適用される特別な RS Column 1 輸出許可要求事項

(i) CCL において及びカントリーチャートの RS Column 1 で特定されるところにより、6A003 b.4.b で定められるカメラについて、フレーム速度が 60Hz を超える場合、カナダを除くすべての仕向地に対して輸出許可が必要である；

(ii) 本節の(a)(2)(iii)項で示される場合を除いて、CCL において及びカントリーチャートの RS Column 1 で特定されるところにより、ECCN 6A003.b.4.b で定められるカメラについて、当該カメラが、素子の数が 111,000 を超え、フレーム速度が 60Hz 以下のフォーカルプレーンアレーを組み込んでいる場合、又は 6A003.b.4.b で定められるカメラであって、民生用の製品に内蔵させるために輸出又は再輸出されるものについては、カナダを除くすべての仕向地に輸出許可が必要である。

(iii) 本節の(a)(2)(ii)項の輸出許可要求事項の対象となるカメラであって、民生用の最終製品としてこれを使用するために完全に梱包されているものについては、BIS は輸出許可を発行することができるし、当該輸出許可により認可された特定の取引に加えて、カントリーグループ A:1（§740 付則 1 参照）の仕向国に所在する民間の最終需要者のうち、米国法により当該輸出又は再輸出が別途禁止されていない者に対しては、輸出許可なしでの当該カメラの輸出及び再輸出を認可する。

この(a)(2)項の輸出許可要求事項は、そのように認可された輸出又は再輸出には適用されないものとする。本項において、用語"民間の最終需要者"は、以下に該当しない事業者をいう：

国家軍隊（陸軍、海軍、海兵隊、空軍、又は沿岸警備隊)、国家警備隊,、国家警察、政府諜報組織又は政府偵察組織、又はその活動若しくは機能が、EAR§744.17(d)で定義される"軍事最終用途"を支援する目的を持つ者若しくは団体。

(iv) 本節の(a)(2)(v)項で示される場合を除いて、CCL において及びカントリーチャートの RS Column 1 で特定されるところにより、ECCN 6A003.b.4.b で規定されるカメラについて、当該カメラが、素子の数が 111,000 以下で、フレーム速度が 60Hz 以下のフォーカルプレーンアレーを組み込んでおり、かつ、民生用の製品に内蔵させるために輸出又は再輸出されるものについては、カナダを除くすべての仕向地に輸出許可が必要である。

(v) BIS は、また、本節の(a)(2)(iv)項で定められるカメラについて輸出許可を発行することができるし、当該輸出許可により認可された特定の取引に加えて、当該カメラをカントリーグループ A:1 国（§740 付則 1 参照）においてのみ流通される完成品に組み込む目的で、輸出許可に記載された認可された企業への輸出及び再輸出を認可する。

この(a)(2)項の輸出許可要求事項は、そのように認可された輸出又は再輸出には適用されないものとする。本項において、用語"認可された企業"は、以前に輸出が許可された企業であって、関連するネガティブな情報又は公開情報の対象でなく、過去 2 年間において商務省又は国務省の執行措置の対象となっておらず、明白な生産能力を有しており、かつ、容認できない転用のリスクをひき起こさない企業をいう。

(3) 軍用貨物に適用される特別な RS Column 1 輸出許可要求事項

ECCN 0A919 に分類される品目については、カナダを除くすべての仕向地に輸出許可が必要である（当該品目がカントリーグループ A:1 国（§740 付則 1 参照）又は米国政府の部隊による軍事展開の一部として再輸出される場合を除く）。

(4) RS Column2 輸出許可要求事項

(i) 大部分の RS Column2 の品目に適用される輸出許可要求事項

CCL において及びカントリーチャートの RS Column 2（EAR§738 付則 1 参照）で特定されるところにより、"許可要求事項"欄のカントリーチャート列に RS Column 2 を含む ECCN に掲げるすべての品目について、カントリーグループ A:1 国（§740 付則 1 参照）を除くすべての仕向地に対して輸出許可が必要である。インドを仕向地とする場合、RS column 2 理由で ECCN 6A003.b.4.b 及び 9A515.e で規制される品目については、引き続き輸出許可が必要である。

(ii) 特定のカメラにのみ適用される特別な RS Column2 輸出許可要求事項

CCL、並びにカントリーチャートの RS Column 2 及びカントリーチャートの脚注 4 で特定されるところにより、6A003.b.4.b で規制される民生用の最終製品としてこれを使用するために完全に梱包されている熱画像カメラについて、素子の数が 111,000 以下で、フレーム速度が 60Hz 以下のフォーカルプレーンアレーを組み込んでおり、かつ、民生用の製品に内蔵させるために輸出又は再輸出されるものでない場合、カントリーグループ A:1 国（§740 付則 1 参照）を除くすべての仕向地に対して輸出許可が必要である。

(5) イラクに適用される RS 要求事項

CCL で特定されるところにより、CCL で RS 理由により規制される次の品目のイラクへの輸出若しくは再輸出又はイラク国内における移転については輸出許可が必要である：

0B999、0D999、1B999、1C992、1C995、1C997、1C999 及び 6A992。

これらの ECCN について、カントリーチャートは、RS 輸出許可要求事項を決定できるようには作られていない。

(6) 先端コンピューティング品目及び半導体製造品目に~~対して中華人民共和国（中国）及びマカオ~~に適用される RS 要求事項

(i) マカオ又はカントリーグループ D:5 のいずれかへの輸出若しくは再輸出、又はこれらの国の国内での移転

ECCN 3B001.a.4、c、d、f.1.b、k から p、3B002.b 及び c で指定される品目並びに 3D001（3B001.a.4、c、d、f.1.b、j から p、3B002.b 及び c のためのもの）、3D002（3B001a.4、c、d、f.1.b、j から p、3B002.b 及び c のためのもの）並びに 3E001（3B001a.4、c、d、f.1.b、j から p、3B002.b 及び c に係るもの）に掲げる関連するソフトウェアおよび技術であって、マカオ又は EAR§740 付則 1 のカントリーグループ D:5 で指定される仕向地に向けて、又はこれらの国の国内で輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）されるものについて、輸出許可が必要である。

~~ECCN 3A090、3B090、4A090、5A992（ECCN 3A090 若しくは 4A090 の性能パラメータ以上のもの）で指定される品目、並びに関連する 3D001（3A090 若しくは 3B090 のためのもの）、3E001（3A090 若しくは 3B090 に係るもの）、4D090、4E001（4A090 及び 4D090 に係るもの）、並びに 5D992（ECCN 3A090 若しくは 4A090 の性能パラメータ以上のもの）に掲げるソフトウェア及び技術であって、中国又はマカオに輸出若しくは再輸出されるもの、又は中国国内において移転されるものについて、輸出許可が必要である。~~

~~中国又はマカオに本拠を置く事業者が開発した 3E001（3A090 に係るもの）の技術であって、EAR の対象となるソフトウェアの直接製品であるもの、並びに ECCN 3A090、4A090 で特定される貨物、又は CCL の他のエントリーで特定される貨物であって ECCN 3A090 又は 4A090 の性能パラメータ以上の貨物の製造に係るものの中国又はマカオから世界のあらゆる仕向地への輸出についても、§734.9(h)(1)(i)(B)(1) 及び(h)(2)(ii)と同様に、輸出許可が必要である。~~

(ii) マカオ又はカントリーグループ D:5 で指定される仕向地のいずれかを起点とする米国外からの輸出

マカオ又はカントリーグループ D:5 で指定される仕向地に本社を置く事業者若しくは最終親会社がこれらの国に本社を置く事業者により開発された 3E001（3A090 のためのもの）であって、EAR 対象のソフトウェアの直接製品であるもの並びに ECCN 3A090、4A090、3A001.z、4A003.z、4A004.z、

4A005.z、5A002.z、5A004.z、若しくは 5A992.z で特定される貨物の"製造"のためのものの、マカオ又はカントリーグループ D:5 で指定される仕向地（カントリーグループ A:5 又は A:6 でも指定される仕向地を除く）で指定される仕向地のいずれかを起点とし、全世界のいずれかに向けての米国外からの輸出についても、§734.9(h)(1)(i)(B)(1) 及び(h)(2)(ii)と同様に、輸出許可が必要である。

(iii) カントリーグループ D:1、D:4、及び D:5 で指定される仕向地（カントリーグループ A:5 又は A:6 でも指定される仕向地を除く）への又はこれらの仕向地の国内での輸出、再輸出、移転（国内における移転）

EAR§740 付則 1 のカントリーグループ D:1、D:4、及び D:5 で指定される仕向地（カントリーグループ A:5 又は A:6 でも指定される仕向地を除く）へ又はこれらの仕向地の国内で輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）される、ECCN 3A001.z；3A090；3D001（3A001.z、3A090 で規制される貨物のための"ソフトウェア"）；3E001（3A001.z、3A090 で規制される貨物に係る"技術"）；4A003.z；4A004.z；4A005.z；4A090；4D001（4A003.z、4A004.z、及び 4A005.z で規制される貨物のための"ソフトウェア"）；4D090（4A090 で規制される貨物のための"ソフトウェア"）；4E001（4A003.z、4A004.z、4A005.z、4A090 で規制される貨物に係る"技術"）；4D090（4A090 で規制される貨物に係る"技術"）；5A002.z；5A004.z；5A992.z；5D002.z；5D992.z；5E002（5A002.z 若しくは 5A004.z で規制される貨物又は 5D002（5A002.z 若しくは 5A004.z の貨物のためのもの）で指定される"ソフトウェア"に係る"技術"；又は 5E992（5A992.z で規制される貨物又は 5D992.z で指定される"ソフトウェア"に係る"技術"）で指定される品目について、輸出許可が必要である。

(iv)~~(ii)~~ みなし輸出及びみなし再輸出

本節の(a)(6)(i)項から(a)(6)(iii)項~~本(a)(6)項~~の輸出許可要求事項は、みなし輸出又はみなし再輸出には適用されない。

(7) 中国、ロシア、又はベネズエラに適用される RS 要求事項

9x515 の y 項又は"600 シリーズ"の ECCN で規定される品目の中国、ロシア、又はベネズエラへの輸出又は再輸出については輸出許可が必要である（ただし、国際宇宙ステーション（ISS）内での使用、ISS に伴う使用、又は ISS のための使用（ISS への打ち上げを含む）のためのロシアへの輸出又は再輸出を除く）。（ISS の定義については、EAR§740.11(e)(1)を参照のこと。）

(8) ECCN 0Y521 の品目に対する RS Column 1 の輸出許可要求事項及び関連政策

(i) 適用範囲

この(a)(8) 項は、0Y521 の ECCN における情報及び§774 の付則 5（ECCN 0A521、0B521、0C521、0D521 及び 0E521 に番号分類される品目）における情報を補足するものである。本項は、0Y521 の ECCN に番号分類される品目に適用される手続きについて、輸出者、再輸出者及び譲渡人に注意を喚起するものである。

(ii) 0Y521 の品目

CCL の他の箇所にリストされていない EAR 対象品目であって、品目が少なくとも米国にとって重大な軍事上若しくは諜報上のアドバンテージを与える理由で或いは外交政策の理由により輸出が規制されるべきであると、商務省が国防総省及び国務省との協力をうけて決定したものは、ECCN 0A521、0B521、0C521、0D521 及び 0E521 に番号分類される。一般的に、これらの品目はまだ CCL に含まれていない最新技術（最新の貨物、ソフトウェア及び技術を含む）であるので、当該品目は CCL において 0Y521 の ECCN の中でリストされ、その間に米国政府は、改正された若しくは新規の ECCN のもとでの番号分類が適切であるか、EAR99 の指定記号が適切であるかに関する決定を行う。0Y521 の ECCN のもとに番号分類される品目のリストは、§774 付則 5 においてリストされるものに限られる。

(iii) ECCN 0Y521 のもとでの番号分類について、1 暦年度内に他の ECCN に番号分類されるべき要求事項

ECCN 0Y521 のエントリーに番号分類された品目は、それらが EAR§774 の付則 5 にリストされた日から 1 暦年度以内に、他の ECCN に再番号分類されなければならない。そのような再番号分類がその期間内に起こらない場合、ECCN 0Y521 のエントリーでの番号分類は失効し、そして、CCL が改訂され他の ECCN のもとに当該品目に対して規制を課すか、ECCN 0Y521 の番号分類が延長されない限り、EAR99 の品目として指定される。BIS は、米国政府が当該品目に対する多国間規制を求

める提案を関連の多国間レジームに提出したことを条件として、品目 ECCN 0Y521 の番号分類を 2 年の期間延長することができる。3 年を超える更なる延長は、産業安全保障担当商務次官が、その延長が米国の国家安全保障又は外交政策上必要であるとの決定を行った場合にのみ、生じる場合がある。ECCN 0Y521 の品目の規制の延長又は再延長（商務次官による決定を含む）は、官報の中で公示されるものとする。

(9) 特定の宇宙空間用の飛しょう体及び関連品目に適用される特別な RS Column 1 の輸出許可要求事項 ECCN 9A515.a.1, .a.2, .a.3, .a.4, .g、及び ECCN 9E515.f に番号分類される宇宙空間用の飛しょう体及び関連品目について、カナダを含むすべての仕向地に対して輸出許可が必要である。

(b) 輸出許可方針

(1) RS Column 1 の品目の輸出許可方針

(i) ECCN 0A501、0A504、0A505、0B501、0B505、0D501、0D505、0E501、0E504、及び 0E505 の品目、9x515 並びに"600 シリーズ"の品目の輸出及び再輸出を求める申請書は、その取引が米国の国家安全保障又は外交政策上の国益（世界中の人権遵守促進の外国政策上の国益を含む）に反するか否かについて裁定するためにケースバイケースで審査される。本節の(a)(1)項、(a)(2)項、(a)(6)項又は(a)(8) 項で定められる輸出及び再輸出を求めるその他の申請書は、その輸出又は再輸出が米国の外交政策上の国益に反する地域の軍事均衡を変えるか不安定にするであろう方法で、いずれかの国の軍事力に直接的又は間接的に貢献する可能性があるか否かを裁定するためにケースバイケースで審査される。本節の(a)(3)項で定められる品目の再輸出を求める申請書は、ITAR の対象となる同様の貨物に対する方針を適用することによって審査される。いずれかの 9x515 又は"600 シリーズ"の ECCN に番号分類される品目の輸出又は再輸出を求める申請書であって、本節の(a)(1)又は(a)(9)項に従って輸出許可を要求するものは、EAR§740 付則 1 のカントリーグループ D:5 に示されている国を仕向地とする場合、ITAR §126.1（22 CFR 126.1）に掲げる米国の武器禁輸政策に沿っても審査される。F－14 航空機のために"特別に設計された"又は F－14 航空機のために別途必要な"部品"、"部分品"、"附属品"、"アタッチメント"、"ソフトウェア"又は"技術"の輸出又は再輸出を求める申請書は、通常、拒絶される。中国又は EAR§740 付則 1 のカントリーグループ E:1 にリストされている国を仕向地とする場合、ECCN 0A501、0A505、0B501、0B505、0D501、0D505、0E501、0E504、及び 0E505 又は 9x515 の ECCN に番号分類される品目は、方針として拒絶の対象とされる。その取引に、犯罪組織、反政府組織、ストリートギャング、又はその他の同様のグループ又は個人であって、地域の安定（各国の国内における安定を含む）に混乱を生じさせる可能性があるものが関与していると思われる根拠がある場合、方針として拒絶の対象とされる。

(ii) 6A002 で規定されるフォーカルプレーンアレー、読み出し集積回路（ROIC）若しくはイメージ増強管の開発に係る 6E001 で規制される技術、6A002 で規定されるフォーカルプレーンアレー、読み出し集積回路（ROIC）若しくはイメージ増強管の製造に係る 6E002 で規制される技術の EAR§740 付則 1 でカントリーグループ D:5 にリストされる国への輸出及び再輸出に対する申請書は拒絶されるとの想定のもとに審査される。

(2) RS Column 2 の品目の輸出許可方針

(i) (b)(2)(ii)項で定める場合を除いて、本節の(a)(4)項で定められる貨物の輸出及び再輸出許可申請は、その輸出又は再輸出が、当該装置の仕向地となる地域の不安定に重大な貢献をするであろう根拠がない限り、通常はケースバイケースで好意的に検討される。

(ii) ECCN 2A984、2D984 及び 2E984 で規制される品目を輸出及び再輸出するための申請書は、オーストリア、キプロス、フィンランド、アイルランド、イスラエル、マルタ、メキシコ、シンガポール又はスウェーデンに輸出される場合、輸出又は再輸出される品目が政府系最終需要者又は契約書に基づいて政府系最終需要者より指定された者に対して行われることを条件として、承認されるとの想定のもとに審査される。指定された者に輸出するための輸出許可申請書には、政府系最終需要者から、当該者がそのように指定されている申告書を含めなければならない。§748 付則 2 の(k)(2)項を参照しなさい。

(3) テロ指定国について、適用される輸出許可方針は、EAR§742 及び§746 で見出せる。

(4) イラクに向けて RS 理由で規制される品目に適用できる輸出許可方針については、EAR§746.3(b)を

参照しなさい。

(5) 打ち上げ用の宇宙空間用の飛しょう体

(i) 北大西洋条約機構（NATO）の加盟国ではない国又は米国の非 NATO 主要同盟国（22 CFR §120.31 及び§120.32 で定義されている）ではない国における打ち上げ若しくはそれらの国による打ち上げのための ECCN 9A515.a で規制される"宇宙空間用の飛しょう体"の輸出許可申請書又は再輸出許可申請書は、国防総省により認可された技術移転管理計画、国家安全保障局により認可された暗号技術管理計画、及びすべての打ち上げ行為の国防総省のモニタリングが必要となる。

(ii) 北大西洋条約機構(NATO)の加盟国又は米国の非 NATO 主要同盟国(22 CFR §120.31 及び§120.32 で定義されている）における打ち上げ若しくはそれらの国による打ち上げのための ECCN 9A515.a で規制される"宇宙空間用の飛しょう体"の輸出許可申請書又は再輸出許可申請書は、国防総省により認可された技術移転管理計画、国家安全保障局により認可された暗号技術管理計画、又は打ち上げ行為の国防総省のモニタリングが必要となる場合がある。

(6) リモートセンシング衛星

ECCN 9A515.a.1、a.2、a.3、又は.a.4 で規定される"宇宙空間用の飛しょう体"、9A515.g で規定される機微なリモートセンシング用の部分品、又は ECCN 9E515.f で規定される"技術"は、米国政府の自らの判断で政府間の合意が必要となる場合がある。

(7) インドに関して、以下のいずれかに対する品目（"600 シリーズ"の品目を含む）の輸出、再輸出、又は移転を行う輸出許可申請書は、そのような品目が核、"ミサイル"、又は化学生物兵器活動で使用するためのものでない限り、一般方針として承認される：

インド国内の民政省及び軍用の最終用途、
インド政府による最終的な最終用途、
カントリーグループ A:5 の国への再輸出、又は
米国への返送。

(8) 中国又はベネズエラ

本節の(a)(7)項で規定される品目の中国又はベネズエラへの輸出又は再輸出の申請書は、その取引が米国の国家安全保障又は外交政策上の国益（世界中の人権遵守促進の外国政策上の国益を含む）に反するか否かについて裁定するためにケースバイケースで審査される。上記の申請書は、ITAR §126.1（22 CFR 126.1）に掲げる米国の武器禁輸政策に沿っても審査される。中国を仕向地とする場合、9x515.y ECCN に番号分類される品目は、本節の(b)(1)項に沿って、方針として拒絶の対象とされる。

(9) ロシア又はベラルーシ

本節の(a)(7)項で規定される品目の 輸出又は再輸出の申請書は、EAR §746.8(b)で規定される輸出許可方針、及び世界中の人権遵守促進の外国政策上の国益に基づいて審査され、さらには ITAR §126.1（22 CFR 126.1）に掲げる米国の武器禁輸政策に沿っても審査される。

(10) 先端コンピューティング品目及び半導体製造品目

(i) 本節の(a)(6)(i)項及び(a)(6)(ii)項についての輸出許可審査方針

本節の(a)(6)(i)項及び(a)(6)(ii)項で指定される品目の輸出許可申請書は、EAR§744.23 (d)の輸出許可審査方針にのっとって審査されるが、EAR §744 に基づく輸出許可が要求されない場合は、ケースバイケースで審査される。

(ii) 本節の(a)(6)(iii)項の輸出許可審査方針

カントリーグループ D:5 に指定されない仕向地（マカオを除く）への又はこれらの国の国内での、本節の(a)(6)(iii)項で指定される品目の輸出許可申請書は、承認を前提に審査される（ただし、輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）が、マカオ又はカントリーグループ D:5 に指定される仕向地のいずれかに本社を置く事業者又は最終親会社がこれらの国に本社を置く事業者に対するものである場合を除く。この場合、輸出許可申請書は拒絶を前提として審査される）。(a)(6)(iii)項で定める品目について、マカオ又はカントリーグループ D:5 に指定される仕向地に向けての又はこれらの国の国内での品目の輸出許可申請書は、拒絶を前提として審査される。

~~(10) 中国又はマカオを仕向地とする先端コンピューティング品目及び半導体製造品目~~

~~本節の(a)(6)項で指定される品目であって、中国若しくはマカオに輸出若しくは再輸出されるもの、又は中国若しくはマカオ国内において移転されるものについては、原則不許可である。特定の事業者に適用される輸出許可要求事項、輸出許可審査方針、及び許可例外について、EAR §744.11(a)(2)(ii)~~

~~を参照のこと。中国又はマカオ国内の最終需要者であって、米国又はカントリーグループ A:5 若しくは A:6 に本拠を置くものを仕向先とする半導体装置などの半導体製造品目の輸出許可申請は、技術水準、顧客及びコンプライアンス計画などの要素を考慮し、個別に審査される。~~

(c) 契約書尊厳条項

(1) 契約書尊厳期日：2003 年 3 月 21 日。

この契約書尊厳期日は、カントリーグループ E（§740 付則 1）に掲載されていない国を仕向地とする ECCN 2A983、2D983 及び 2E983 で規制される品目にのみ適用される。カントリーグループ E に掲載されている国への輸出及び再輸出に適用可能な契約書尊厳要求事項については、§742 及び §746 を参照しなさい。

(2) 契約書尊厳期日：2010 年 3 月 19 日。

この契約書尊厳期日は、カントリーグループ E（§740 付則 1）に掲載されていない国を仕向地とする ECCN 2A984、2D984 及び 2E984 で規制される品目にのみ適用される。カントリーグループ E に掲載されている国への輸出及び再輸出に適用可能な契約書尊厳要求事項については、§742 及び §746 を参照しなさい。

(d) 米国規制

米国は友好国に地域の安定のための規制を維持する協力を求めているが、現時点では、これらの規制は米国によってのみ維持されている。

§742.7 犯罪規制

(a) 輸出許可要求事項

全世界において人権の順守を促進する米国の外交政策を支持して、次に掲げる犯罪規制・探知装置、関連技術及びソフトウェアの輸出及び再輸出に輸出許可が義務付けられている：

(1) CCL で該当する ECCN の中の"輸出許可要求事項"欄のカントリーチャート列において CC Column 1 で特定される犯罪規制・探知器具及び装置、並びに関連技術及びソフトウェア
CC Column 1 にリストされる国（EAR §738 付則 1）には、輸出許可が必要である。
この要求事項により影響を受ける品目は、CCL において次の ECCN で特定されている：
0A502、0A504、0A505.b、0A977、0A978、0A979、0D977、0E502、0E505（ECCN 0A505.b で規制されるバックショット[鹿弾]散弾銃の砲弾の"開発"又は"製造"に係る"技術"）、0E977、1A984、1A985、3A980、3A981、3D980、3E980、4A003（指紋鑑定用コンピュータに係るもののみ）、4A980、4D001（指紋鑑定用コンピュータに係るもののみ）、4D980、4E001（指紋鑑定用コンピュータに係るもののみ）、4E980、6A002（警察型赤外線透視装置に係るもののみ）、6E001（警察型赤外線透視装置に係るもののみ）、6E002（警察型赤外線透視装置に係るもののみ）、及び 9A980。

(2) CCL の ECCN 0A502 の中で、"輸出許可要求事項"欄のカントリーチャート列において、CC Column 2 のもとに特定される銃身長が 24 インチ以上の散弾銃であって、最終需要者の如何に関わらず、CC Column 2 にリストされる国を仕向地とするもの（EAR §738 付則 1）。

(3) CCL の ECCN 0A502 の中で、"許可要求事項"欄のカントリーチャート列において、CC Column 3 のもとに特定される銃身長が 24 インチ以上の散弾銃（CC Column 3 にリストされる国（EAR §738 付則 1）の警察又は法執行団体への販売又は再販である場合に限る）。

(4) 特定の犯罪規制品目については、カナダを除くすべての仕向先に対して、輸出許可が必要である。これらの品目は、ECCN 0A982、0A503 及び 0E982 で特定されている。これらの品目の規制については、各 ECCN に記載されている；カントリーチャート（EAR §738 付則 1）には、これらの規制に固有の欄は出てこない。

(5) ECCN で 0A981 で特定される人の処刑のために設計した品目については、カナダを含むすべての仕向地に対して、輸出許可が必要である。

(6) ECCN 0A983 で規制される品目（この品目は、カナダを含むすべての仕向地に対して輸出許可が必要である）に対する詳細な情報については、EAR §742.11 を参照しなさい。

(b) 輸出許可方針

(1) 本節で規制される品目の申請書は、当該国又は地域において民衆騒擾がない限り、或いは当該品目が人権を侵害するのに用いられるリスクがない限り、通常はケースバイケースで好意的に検討される。輸出規制の思慮分別のある行使は、人権侵害を阻止すること、このような侵害から米国を遠ざけること、及びある国又は地域における民衆騒擾への寄与を防止することを目的としている。

(2) 本節では規制されないが、不足物資以外の理由で他の節に基づいて輸出許可を必要とする品目及び受取る政府又はその他の最終需要者により明確に人権侵害のために使用される可能性がある品目については、本節の(b)(1)項の輸出許可政策に従って、BIS は輸出許可申請書を審査する。

(c) 契約書尊厳条項

契約書尊厳期日：2000 年 8 月 22 日。

契約書尊厳条項は、カントリーチャート(EAR§738 付則 1)の CC Column 1 にリストされていない国を仕向地とする ECCN 0A982、0A503 及び 0E982 で規制される品目についてのみ適用される。

(d) 米国規制

犯罪規制及び探知品目に対する規制を維持する中で、米国は人権に関する国際規範及び人権の遵守を促進するために輸出を規制する他国の慣行について配慮している。しかし、これらの規制はどの多国家間の輸出規制レジームの決定にも基づいておらず、かつ、他の国によって課せられる規制と異なる場合がある。

§742.8 反テロリズム：イラン

(a) 輸出許可要求事項

(1) 該当する ECCN のカントリーチャート列に AT column 1 若しくは AT column 2 が示されている品目又は ECCN 1C350、1C355、1C395、2A994、2D994 及び 2E994 で定められる品目を、イランに輸出又は再輸出するには、反テロリズムの目的で輸出許可が義務付けられている。財務省により維持されている規制については、本節の(a)(5)項を参照しなさい。イランに適用される更なる EAR 輸出許可要求事項について、EAR§746.7 を参照のこと。

(2) [Reserved]

(3) 国務長官は、イランを同国政府が国際テロ行為の支援を繰り返し提供した国として指定した。

(4) テロ支援国に適用される米国の外交政策を支持して、EAR は輸出管理法の§6(j)及び§6(a)に基づいてイランへの輸出及び再輸出に対して反テロリズム上の輸出許可要求事項を課している。

(i) §6(j)の反テロリズム規制

§6(j)の要求事項は、商務省の規制リスト(EAR§774 付則 1)にリストされている品目であって、該当する ECCN の中にリストされている規制理由が NS(国家安全保障)、CB(化学生物兵器の拡散)、MT（ミサイルの拡散）若しくは NP（核兵器の拡散）であるもの又は輸出規制分類番号の末尾が"18"であるもの（軍事関連品目）の警察、軍又はその他の機微な最終需要者を仕向先とするすべての輸出及び再輸出に適用される。BIS は、輸出管理法の§6(j)で定められる通知が、§6(j)で指定される議会の委員会に提出されてから 30 日後までは、§6(j)の規制の対象となる取引について、輸出許可証を発効することができない。§6(a)のもとに規制されるその他のすべての品目の輸出許可申請についても、§6(j)が適用されるか否かを裁定するために審査される。

(ii) §6(a)の反テロリズム規制

§6(a)の要求事項は、最終需要者の如何にかかわらず、本節の(a)(1)項で定められる品目のすべての輸出及び再輸出に適用される。

(5) イランへの輸出及び特定の再輸出は、財務省海外資産管理局(OFAC)により執行される包括的禁輸の対象である。イラン、イラン政府若しくはイラン政府により所有又は管理されている団体への輸出又は再輸出を望む場合、EAR§746 をチェックするとともに OFAC に相談しなければならない。OFAC からの許可は、EAR のもとでの許可も兼ね、BIS の別途の輸出許可又は認可は不要であることに注意しなさい。

(b) 輸出許可方針

(1) 1992 年 10 月 23 日制定のイラン・イラク武器拡散防止法は、契約書尊厳条項又は大統領の権利放棄

がない場合、国家安全保障（1979 年度版の EAA 第 5 節）又は外交政策理由（1979 年度版の EAA 第 6 節）により、イランに対して規制される品目の輸出許可を拒絶することを BIS に求めている。契約書尊厳条項が立証された輸出許可申請は、その法律が制定される前に有効であった政策のもとに考慮される場合がある。さもなければ、イランへの当該品目の輸出許可は、通常方針として拒絶される。

(2) EAA の第 6(a)節のもとで規制される品目の輸出許可申請についても、第 6(j)節の要求事項が適用されるかどうかを裁定するために審査される。ある輸出又は再輸出が、イランの軍事力（その軍事兵站能力を含む）に重大な貢献をする可能性があるか、或いは国際テロ行為を支援するイランの能力を強化する可能性があると裁定された場合はいつでも、国務長官及び商務長官は、輸出許可証を発行する 30 日前に議会に通知する。

(c) 契約書尊厳条項

輸出管理法の§6(f)は、外交政策を根拠とする輸出規制が課せられるか、拡大されるか、延長される前に、報告書が議会に提出されることを義務付けている。特定の輸出許可要求事項又は輸出許可方針に適用される上記の報告書が提出される前に締結された契約を履行する中での特定の輸出又は再輸出は、その報告書が提出される前に有効であった輸出許可要求事項又は輸出許可方針の対象とされる場合がある。そのような先在する要求事項又は方針のもとに申請書が審査されることを望む輸出許可申請者は、輸出許可申請書に、先在する契約の証拠を含めなければならない。

(d) 米国規制

米国は友好国に反テロリズム規制を維持する協力を求めているが、現時点では、これらの規制は米国によってのみ維持されている。

§742.9 反テロリズム：シリア

(a) 輸出許可要求事項

(1) 該当する ECCN において、カントリーチャート(EAR§738 付則 1)の AT column 1 が示されている場合、反テロリズムの目的で、シリアへの輸出及び再輸出に輸出許可が義務付けられている。

(2) 国務長官は、シリアを同国政府が国際テロ行為の支援を繰り返し提供した国として指定した。

(3) テロリズムを防止する米国の外交政策を支持して、BIS は§742 付則 2 で定める品目のシリアへの輸出及び再輸出に対して 2 種類の反テロリズム規制を維持している。

(i) §742 付則 2 の(c)(1)項から(c)(5)項で定める品目については、シリア国内の軍、警察、諜報機関又はその他の最終需要者を仕向先とする場合、輸出管理法(EAA)改正版の第 6(j)節のもとに規制されている。

(ii) §742 付則 2 の(c)(1)項から(c)(5)項に掲載されている品目であって、シリア国内のその他の最終需要者を仕向先とするもの、並びに、すべての最終需要者への§742 付則 2 の(c)(6)から(c)(8), (c)(10)から(c)(14)、(c)(16)から(c)(19)、及び(c)(22)から(c)(44)項に掲載されている品目については、EAA の第 6(a)節をもとにシリアに対して規制されている。

(b) 輸出許可方針

(1) 次に該当する品目のシリア国内のすべての最終需要者への輸出及び再輸出申請書は、通常、拒絶される：

(i) いずれの仕向地にも生物化学兵器拡散理由により規制される品目

これらは、CCL において ECCN の"輸出許可要求事項"欄のカントリーチャート列に、CB Column 1、CB Column 2 又は CB Column 3 を含む品目である。

(ii) いずれの仕向地にも国家安全保障理由により規制される軍事関連品目

これらは、CCL において ECCN の"輸出許可要求事項"欄のカントリーチャート列に、NS Column 1 を含む品目、及びエントリーの末尾が"18"の装置又は材料により規制される品目である。

(iii) いずれの仕向地にもミサイル拡散理由により規制される品目

これらは、CCL において ECCN の"輸出許可要求事項"欄のカントリーチャート列に、MT Column 1 を有する品目である。

(iv) すべての航空機（動力機及び非動力機）、ヘリコプター、エンジン並びに関連するスペアパーツ

及び部分品（民間航空の安全確保及び商業用旅客機の安全運航の確保を目的とする部品及び部分品を除く）は、承認されるとの想定のもとに、ケースバイケースで審査される。これらは国家安全保障及びミサイル技術理由によりいずれの仕向地にも規制されている品目、及び反テロリズムの目的のためにシリアに対して規制されている品目である。これらの品目は、CCL において ECCN の"輸出許可要求事項"欄のカントリーチャート列に、NS Column 1、NS Column 2、MT Column 1、又は AT Column 1 を含む。外国製品に組み込まれた米国部品及び部分品の成分の計算に適用される通常のルールに従って、シリアに向けて輸出許可が必要なすべての航空機関連品目は、当該輸出許可要求事項を決定する目的において、規制される米国成分として含まれることに注意すること（ただし、ECCN 6A998、7A994 及び 9A991.d を除く）。

(v) いずれの仕向地にも国家安全保障理由により規制される暗号、暗号解析及び暗号解読品目
これらの品目は、CCL において ECCN の"輸出許可要求事項"欄のカントリーチャート列に AT Column 1 及び NS Column 1 又は NS Column 2 を含む。

(vi) ECCN 2A983 で規制される爆発物探知装置

(vii) 2A983 で規制される爆発物探知装置の"開発"、"製造"又は"使用"のために特別に設計又は改造した"ソフトウェア"(ECCN 2D983)

(viii) 2A983 で規制される爆発物探知装置の"開発"、"製造"又は"使用"のために特別に設計又は改造した"技術"(ECCN 2E983)

(ix) ECCN 1C992 で規制される市販用の弾薬及び爆発物

(x) ECCN 1C997 で規制される硝酸アンモニウム（硝酸アンモニウムを含有する特定の肥料を含む）

(xi) ECCN 1E355 で規制される化学兵器禁止条約(CWC)の別表 2 及び 3 の化学製剤の製造のための技術

(xii) ECCN 2A984 で規制される遮蔽物体検出装置。

(xiii) ECCN 2A984 で規制される遮蔽物体検出装置の"開発"、"製造"又は"使用"のために"必要な""ソフトウェア"(ECCN 2D984)

(xiv) ECCN 2A984 で規制される遮蔽物体検出装置の"開発"、"製造"若しくは"使用"のため又は ECCN 2D984 で規制される"ソフトウェア"の"開発"のために"必要な""技術"(ECCN 2ED984)。

(2) 本節の(a)項で定めるその他のすべての品目であって、本節の(b)(1)項で定められていないもののシリアへの輸出及び再輸出申請書は、その輸出又は再輸出が軍事関連の最終需要者又は軍事関連の最終用途に向けられる場合、通常、拒絶される。非軍事関連の最終需要者又は非軍事関連の最終用途のための申請書は、ケースバイケースで検討される。

(3) 本節の(b)(1)項及び(b)(2)項の条項にもかかわらず、シリアに対する申請書は、次に該当する場合、ケースバイケースで検討される：

(i) 当該取引には、米国からの当初の輸出時点で予定された最終仕向国がシリアではなかった品目の、シリアへの再輸出を含む（ただし、この当初の米国からの輸出が、適用される契約書尊厳期日以前（又は、契約書尊厳期日が 1986 年 12 月 16 日の場合は、1987 年 6 月 18 日以前）に行われたことを条件とする）。

(ii) 外国製貨物の米国成分の価額が 20%以下であるもの；又は

(iii) 貨物が医療用の品目であるもの。

本節の(b)項の注釈：輸出許可申請書の審査において、本節の(b)項で記述されているいずれかのファクターが考慮されることを望む申請者は、装置の米国成分の価額、仕様書及び医療用途、又は米国からの輸出日を示す十分な証拠書類を提出しなければならない。

(4) §6(a)の規制のもとで審査される品目の輸出許可申請についても、当該取引に§6(j)の規制が適用されるかを裁定するために審査される。ある輸出又は再輸出が、シリアの軍事力（その軍事兵站能力を含む）に重大な貢献をする可能性があるか、或いは国際テロ行為を支援するシリアの能力を強化する可能性があると裁定された場合、国務長官及び商務長官は、輸出許可証を発行する 30 日前に議会に通知する。

(c) 契約書尊厳条項

シリアに関する契約書尊厳期日及び関連する輸出許可方針は、§742 付則 2 で示されている。先在する契約書が考慮されることを望む申請者は、契約書の存在を立証するのに十分な証拠書類を提出しなけれ

ばならない。

(d) 米国規制
米国は友好国に反テロリズム規制を維持する協力を求めているが、現時点では、これらの規制は米国によってのみ維持されている。

(e) EAR§746.9（シリア）は、シリアに対する輸出及び再輸出規制を示している。§746.9は、本節の(a)から(d)項の条項に優先する。

§742.10 [Reserved]

§742.11 特別に設計した拷問器具、親指締め及び拇指手錠；並びに部品及び附属品であって、他のエントリーで指定されていないもの

(a) 輸出許可要求事項
全世界において人権の順守を促進する米国の外交政策を支持して、0A983 で規制される貨物のカナダを含むすべての仕向地への輸出に輸出許可が義務付けられている。

(b) 輸出許可方針
これらの輸出許可申請は、通常、すべての仕向地に対して拒絶される。

(c) 契約書尊厳条項
契約書尊厳期日は、1995年11月9日である。契約書尊厳条項は、NATO加盟国、日本、オーストラリア及びニュージーランドへの輸出申請書についてのみ考慮される際のファクターとなる。

(d) 米国規制
特別に設計された拷問器具に対する規制を維持する中で、米国は人権に関する国際規範及び人権の遵守を促進するために輸出を規制する他国の慣行について配慮している。しかし、これらの規制はどの多国家間の輸出規制レジームの決定にも基づいておらず、かつ、他の国によって課せられる規制と異なる場合がある。

§742.12 [Reserved]

§742.13 通信傍受装置；通信傍受装置のためのソフトウェア及び技術

(a) 輸出許可要求事項

(1) 電話、口頭若しくは電子での伝達の秘密傍受のために使用することができる品目の輸出を禁止する米国の外交政策を支持して、"規制理由"欄に"SL"がある ECCN について、カナダを含むすべての仕向地に対して輸出許可を義務付けている。
これらの品目には、電話、口頭若しくは電子での伝達の秘密傍受のため主として有用な電子機器、機械装置又はその他の機器（ECCN 5A001.f.1 及び 5A980）；並びに、電話、口頭若しくは電子での伝達の秘密傍受のため主として有用な関連する"ソフトウェア"、及び ECCN 5A001.f.1 及び 5A980 のもとに規制される機器の"開発"、"製造"又は"使用"のために主として有用なソフトウェア（ECCN 5D001.c 及び 5D980）；並びに ECCN 5A001.f.1、5D001.a（5A001.f.1 のためのもの）、5A980 及び 5D980 で規制される品目の"開発"、"製造"又は"使用"のために主として有用な"技術"(ECCN 5E001.a 及び 5E980)；並びに5A001.f.1の装置及び特定の5D001.aの"ソフトウェア"に係る上記のECCN 5E001.aの"開発"、"製造"、又は"使用"の"技術"を支援するのに主として有用な"ソフトウェア"（ECCN 5D001.b)を含む。
これらの輸出許可要求事項は、1968 年制定の犯罪規制安全街路一括法 （改正版）（18 U.S.C.2512）に収載されている要求事項に優先するものではない。この輸出許可要求事項は、カントリーチャート（EAR§738 付則 1）では反映されない。

(2) "通信傍受装置"は、その設計によって当該装置を秘密傍受のために主として有用なものにする場合、たとえ悪意のない用途を持つことができても、無線、口頭又は電子での伝達の傍受のために使用でき

る電気的、機械的等の機器である。機器は、それが単に小さいか或いは電信盗聴又は傍受に応用することができる理由だけでは、規制されない。これらの規制が適用される機器のいくつかの事例には次のものがある：

マティーニ・オリーブ送信機；

超高感度送信機；

スパイクマイク；及び

腕時計、カフスリンク又はタバコケースに見せかけた偽装マイク等。

通常、スポーツイベントで放送キャスターが用いるパラボラマイクロフォン又はその他の指向性マイクロフォン等の機器については、これらの機器の主たる用途が秘密傍受ではないので、この規制は適用されない。

(b) 輸出許可方針

(1) 輸出者又は再輸出者が以下のいずれかに該当する場合、SL 理由で輸出許可を義務付けている輸出又は再輸出の輸出許可申請は、通常、承認される（ただし、SL と AT 理由の両方で輸出許可を義務付けている輸出許可申請を除く）：

(i) 無線若しくは電子通信サービスプロバイダー、又は当該プロバイダーの職員、代理店若しくは従業員、又は契約者であって、その無線又は電子通信サービスを提供するビジネスの通常の過程に従事するもの；及び

(ii) 米国、50 州のうちの 1 州又はこれらの行政区画の、職員、代理人又は雇用者又は契約者であって、政府活動の通常の過程に従事する場合。

(b)(1)項の注釈：SL 理由に関しては、AT 理由による規制の対象となる国への輸出許可申請は、通常、拒絶される。

(b)(1)(i)項の注釈：無線若しくは電子通信サービスプロバイダーの通常の過程のビジネスには、サービスの提供又はそのサービスプロバイダーの権利と資産の保護に付随して必要な活動を含む。

(2) SL 理由で輸出許可を義務付けている輸出又は再輸出に関するその他の輸出許可申請については、通常、拒絶される。

(c) 契約書尊厳条項

契約書尊厳条項は、通信妨害装置の輸出及び再輸出を含む輸出許可申請には適用できない。

(d) 米国規制

ECCN 5A980、5D980 及び 5E980 に分類される品目の規制については、外交政策の目的のため、米国政府により維持されている。

§742.14 重要品目：民間航空機のエンジン、部分品及びシステムの開発、製造又はオーバーホールのためのホットセクション[燃焼ガスに常時曝される部分]の技術

(a) 輸出許可要求事項

"規制理由"欄に"SI"を持つ ECCN については、カナダを除くすべての仕向地に対して輸出許可が義務付けられている。これらの品目には、ECCN 9E003.a.1 から.a.6、a.8、h、i、及び l 並びに関連規制のもとに規制される民間航空機のエンジンの開発、製造又はオーバーホールのためのホットセクションの技術を含む。

(b) 輸出許可方針

1979 年制定の輸出管理法（改正版）の§6 に従って、外交政策に基づく規制が、ECCN 9E003.a.1 から.a.6, a.8, h, i、及び l 並びに関連規制のもとに規制される民間航空機のエンジンの開発、製造又はオーバーホールに必要な技術に適用される。これらの規制は、これらの品目に適用される国家安全保障規制に付加される。すべての仕向地への輸出及び再輸出申請は、その輸出又は再輸出が米国の国家安全保障及び外交政策の国益に合致するか否かを裁定するためにケースバイケースで審査される。輸出許可申請に対していかなる措置を講じるかを裁定するために考慮されるファクター中には次のファクターがある：

(1) 仕向国；

(2) 最終需要者；
(3) 含まれる技術；
(4) 最終用途の特質；及び
(5) 個々の事案において、許可されていない使用又は転用を防ぐことに対して示される種類の確証。

(c) 契約書尊厳条項
契約書尊厳条項は、この§742.14のもとで審査される輸出許可申請には適用できない。

(d) [Reserved]

§742.15 暗号品目
暗号品目は、情報の機密保持に用いることができ、これにより、外国にいる者によって米国の国家安全保障、外交政策及び法執行上の国益を侵害するために用いられる可能性がある。米国は、公共及び民間分野の重要機密情報が保護されることを確実にすることに対し重大な関心がある。ワッセナー協定のメンバーとしての我々の国際的な義務に沿って、米国は暗号品目の輸出及び再輸出規制を維持する責任を有している。大統領が大統領令13026及び1996年11月15日の覚書の中で指示した通り、暗号ソフトウェアの輸出及び再輸出は、暗号ハードウェアの輸出及び再輸出と同様、当該ソフトウェアの情報を暗号化する機能的な能力のために規制されているのであって、当該ソフトウェアが反映し、包含し若しくは表現することができる、或いはその輸出若しくは再輸出が国外の他の者に伝達することができる情報の価値又は理論的な価値によって規制されているのではない。この理由により、暗号ソフトウェアの輸出規制は、EAR のもとに規定されている他のソフトウェアの規制とは区別される。
(a) 輸出許可要求事項及び方針
(1) 輸出許可要求事項
ECCN 5A002、5A004、5D002.a、c.1若しくは.d（ECCN 5A002若しくは5A004、5D002.c.1に掲げる装置及び"ソフトウェア"のためのもの）；又は5E002（ECCN 5A002、5A004若しくは5D002においてEI理由で規制される貨物若しくは"ソフトウェア"の"開発"、"製造"、若しくは"使用"に係る"技術"）に番号分類される暗号品目（"EI"）、並びに5E002.bに番号分類される"技術"の、カナダを除くすべての仕向地への輸出又は再輸出には輸出許可が義務付けられている。
特定の暗号品目に適用される許可例外についてはEAR§740を、暗号品目及び用語の定義についてはEAR§772.1を参照のこと。大部分の暗号品目は、EAR§740.17で示される許可例外ENCの条項のもとに輸出することができる。番号分類又は自己番号分類の結果、商務省規制品リストのカテゴリー5－パート2の注3(″マスマーケット″注釈)の基準に合致するものは、ECCN 5A992又は5D992~~ECCN 5A992.c又は5D992.c~~に番号分類され、今後は本節の対象とはならない（EAR §740.17参照）。輸出許可申請書を提出する前に、あなたの品目又は取引に、この許可例外が適用されるか否かを確定するために許可例外ENCをチェックしてください。許可例外が適用できない暗号品目の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）について、あなたは輸出許可又は暗号輸出許可協定のもとでの認可を得るため申請書を提出しなければならない。
(2) 輸出許可方針
申請書は、輸出又は再輸出が米国の国家安全保障及び外交政策上の国益に合致するか否かを裁定するために、他の機関と連携を取る中で、BISによりケースバイケースで審査される。
暗号輸出許可協定（ELA）は、すべての仕向地（§740付則 1のカントリーグループE:1又はE:2に掲載されている国を除く）に所在する"より機微度の高い政府系最終需要者" に向けて、数量を制限せずに§740.17 (b)(2)(i)(A)に掲げる暗号貨物及びソフトウェアであって、BIS により番号分類されたものの輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）を認可することができる。
"より機微度の高い政府系最終需要者"に対するELAは、特定の状況において§740.17(b)(2)(ii)から(iv)で規定される暗号貨物及びソフトウェアについて認可することができる。ELAは、4年間有効であり、出荷前の届出が必要となる場合がある。暗号輸出許可協定の認可を求める申請者は、輸出許可申請書に、販売テリトリーを明記しなければならない。

(b) 一般公開されている暗号ソースコード

(1) 適用範囲及び適格条件

本節の(b)(2)項の届出要求事項を条件として、ECCN 5D002 に番号分類される暗号ソースコードであって、一般公開されているもの（EAR §734.3(b)(3)参照）は、EAR の対象とはならない。たとえ上記のソースコードが、これを用いて開発された製品の商業生産又は販売に対してライセンス料又はロイヤリティについての明確な取り決めの対象であっても、上記のソースコードは、一般公開されているものとする。

(2) ″非標準暗号″に対する届出要求事項

ECCN 5D002 に番号分類される一般に入手可能な暗号ソースコードであって、EAR §772 で定義される″非標準暗号″を提供又は実行するものについて、そのソースコードのインターネットロケーション(例えば、URL 若しくはインターネットアドレス）を電子メールで BIS 及び ENC 暗号請求コーディネータに届け出るか、或いはその一般に入手可能な暗号ソースコードのコピーを両者のそれぞれに提供しなければならない。あなたがソースコードをアップデートするか変更する場合、あなたは、当該ソースコードの暗号機能がアップデート又は変更されるたびに、両者のそれぞれに追加のコピーを同様に提供しなければならない。それに加えて、あなたがインターネットにソースコードを掲示する場合、インターネットロケーションが変わるたびに、BIS 及び ENC 暗号請求コーディネータに届け出なければならない、しかし、以前に届け出たロケーションにある暗号ソースコードに対して行うアップデート又は変更については、両者に届け出る必要はない。

すべての場合において、届出又はコピーを crypt@bis.doc.gov 及び enc@nsa.gov に提出しなさい。

§742.16 [RESERVED]

§742.17 OAS 加盟国への小火器の輸出

(a) 輸出許可要求事項

BIS は、すべての OAS 加盟国に対して火器及び関連品目の輸出のための輸出許可システムを維持している。この措置は、火器並びにその部品及び部分品並びに軍需品の国際的な移動を規制するための米州機構(OAS)の規範に（OAS 規範）基づいている。この規範は、「小火器、弾薬、爆発物及びその他の関連資材の違法な製造及び取引を防止するためのアメリカ諸国間条約(小火器条約)」[1]を執行するために OAS 加盟国を援助するために創られた。これらの規制の対象とする品目は、商務省規制品リスト（CCL)におけるこれらの輸出規制分類番号(ECCN)の″許可要求事項″欄に″FC Column 1″により特定されている。個々の国についてカントリーチャート(EAR §738 付則 1)の″FC Column 1″が示される場合、その仕向先への輸出には輸出許可が義務付けられている。輸出許可は、輸出許可は、通常、輸入を行う OAS 加盟国政府により発行された輸入証明書又は同等の公式書類(BIS にとって申し分ないもの)に対して発行される。

(b) 輸出許可方針

当該品目に対して輸入国政府により発行された FC 輸入証明書又は同等の公式書類が添付された申請書は、通常は承認される（ただし、麻薬取引、テロリズム及び国境を超えた組織的な犯罪等の行為につながる品目の輸出申請については、一般方針として拒絶される)。

(c) 契約書尊厳条項

契約書尊厳条項は、この§742.17 のもとでの輸出許可申請には適用できない。

(d) OAS 規範

規則が根拠としている OAS 規範は、北米及び南米での小火器、弾薬、爆発物及びその他の関連資材の違法な製造及び取引が麻薬取引、テロリズム及び国境を超えた組織的な犯罪等の行為につながるため、これらの違法な製造及び取引を防止するために OAS 加盟国によって立案されている。

[1] 1999 年 4 月 13 日現在、条約は、効力を生じていない状態にある。

(e) 本節における小火器規制が適用される OAS 加盟国

OAS 加盟国には、以下の国が含まれる：

アンティグアバーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントクリストファー、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、米国、ウルグアイ及びベネズエラ。

(f) 品目/貨物

本節のもとに輸出許可が必要な品目は、ECCN 0A501 (0A501.y を除く)、0A502、0A504 (0A504.f を除く)、及び 0A505 (0A505.d を除く) である。(EAR § 774 付則 1 参照。)

(g) 輸出許可の有効期間

輸出許可の有効期間は通常 4 年間であるが、本節における FC 輸入証明書又は同等の公式書類が義務付けられている品目を輸出できるかは、FC 輸入証明書又は同等の公式書類の効力によって影響を受ける場合がある (EAR § 748.12(d)(3)を参照のこと)。

§ 742.18 化学兵器禁止条約 (CWC 又は条約)

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びにこれらの廃棄に関する条約 (化学兵器禁止条約(CWC 又は条約)としても知られている) に加盟する国は、化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵又は使用を決して行わないことを約束している。この条約加盟国として、米国は、条約の別表にリストされている特定の毒物及びこれらの原料となる化学製剤を取引制限の対象としている。取引制限には次のものがある:

CWC 非加盟国への別表 1 の化学製剤の輸出の禁止;

すべての仕向地 (CWC 加盟国と CWC 非加盟国の双方) への別表 1 の化学製剤の再輸出の禁止;

すべての加盟国への別表 1 の化学製剤の輸出に対する輸出許可要求事項;

CWC 非加盟国への別表 2 の化学製剤の輸出の禁止; 並びに

CWC 非加盟国への別表 3 の化学製剤の輸出に対する最終用途証明書要求事項。

CW 理由では輸出許可が不要な CWC 化学製剤の輸出 (例えば、CWC 加盟国への別表 2 及び別表 3 の化学製剤の輸出及び再輸出) は、EAR で示される他の理由により輸出許可が必要な場合がある。(特に、CB 理由により ECCN 1C350 で規制されている原料となる化学製剤の輸出及び再輸出に適用される EAR § 742.2 の輸出許可要求事項を参照しなさい。EAR § 744 の最終用途及び最終需要者制限事項、並びに EAR § 746 の禁輸国に適用される制限事項にも注意しなさい。)

(a) 輸出許可要求事項

(1) ECCN 1C351 のもとに規制される別表 1 の化学製剤及び混合物

カナダを含むすべての仕向地に対して、ECCN 1C351.d.14 又は d.15 のもとに規制される別表 1 の化学製剤を輸出又は再輸出するためには、CW 理由により輸出許可が必要である。CW は、1C351.d.14 のうち、リシナス・コミュニス・アグルチニンⅡ (RCAⅡ) (リシン D としても知られている) 又はリシナス・コミュニス・レクチン Ⅲ(RCLⅢ)、及び、リシナス・コミュニス・レクチンⅣ (RCLⅣ) (リシン E としても知られている) の形態のリシンに適用される。CW は、1C351.d.15 のうち、C.A.S. #35523-89-8 で特定されるサキシトキシンに適用される。(別表 1 の化学製剤には、EAR § 745.1 で定められる事前届出手続き及び年次報告要求事項も適用されることに注意しなさい。)

(2) ECCN 1C350、ECCN 1C355、又は ECCN 1C395 のもとに規制される別表 2 及び別表 3 の化学製剤及び混合物

(i) CWC 加盟国

CWC 加盟国 (EAR § 745 付則 2 にリストされている仕向地) への ECCN 1C350、ECCN 1C355 又は ECCN 1C395 で規制される別表 2 又は 3 の化学製剤及び混合物を輸出又は再輸出するためには、CW 理由では、輸出許可又は最終用途証明書のいずれも必要としない。

(ii) CWC 非加盟国

(A) 別表 2 の化学製剤

CWC 非加盟国 (EAR § 745 付則 2 にリストされていない仕向地) への ECCN 1C350.b、ECCN 1C355.a 又は ECCN 1C395 で規制される別表 2 の化学製剤及び混合物を輸出又は再輸出するためには、

CW 理由により輸出許可が必要である。

(B) 別表 3 の化学製剤

(1) 輸出

CWC 非加盟国（EAR§745 付則 2 にリストされていない仕向地）への ECCN 1C350.c、ECCN 1C355.b 又は ECCN 1C395.b で規制される別表 3 の化学製剤及び混合物を輸出するためには CW 理由により輸出許可が必要である（ただし、別表 3 の化学製剤の輸出の事前に、輸出者が荷受人より最終用途証明書（輸入国政府により発行されたもの）を入手し、それを EAR §745.2 に定められる手続きに従って BIS に提出した場合を除く）。しかし、最終用途証明書を入手したからといって、EAR の別の箇所で示される他の輸出許可要求事項を順守する責務を輸出者から免除するものでないことに注意しなさい。

(2) 再輸出

(i) CWC 加盟国からの再輸出

CWC 加盟国（EAR§745 付則 2 にリストされている仕向地）から CWC 非加盟国に向けて、ECCN 1C350.c、ECCN 1C355.b 又は ECCN 1C395.b で規制される別表 3 の化学製剤及び混合物を再輸出するためには、CW 理由では、輸出許可又は最終用途証明書のいずれも必要としない。しかし、EAR の他の箇所で示される他の理由で、輸出許可が必要な場合がある。さらに、別表 3 の化学製剤の再輸出については、その化学製剤が CWC 非加盟国を仕向地とする場合、他の国の政府による最終用途証明書要求事項の対象となる場合がある。

(ii) CWC 非加盟国からの再輸出

CWC 非加盟国（EAR§745 付則 2 にリストされていない仕向地）から他の CWC 非加盟国への ECCN 1C350.c、ECCN 1C355.b 又は ECCN 1C395.b で規制される別表 3 の化学製剤及び混合物を再輸出するためには、CW 理由により輸出許可が必要である。

(C) ECCN 1E355 で規制される技術

イスラエル及び台湾を除くすべての CWC 非加盟国（EAR§745 付則 2 にリストされていない仕向地）に向けて、ECCN 1E355 で規制される技術を輸出又は再輸出するためには、CW 理由により輸許可が必要である。

(b) 輸出許可方針

(1) 別表 1 の化学製剤及び混合物

(i) CWC 加盟国への輸出

CWC 加盟国（EAR§745 付則 2 にリストされている仕向地）への ECCN 1C351.d.14 若しくは d.15 で規制される別表 1 の化学製剤の輸出申請は、次の条件のすべてが満たされない限り、通常、拒絶される：

(A) 当該化学製剤が、CWC で禁止されていない目的にのみ予定されていること（即ち、研究用、医療用、薬事用又は防護用）；

(B) 化学製剤の種類と量が、これらの目的に対して正当性を示すことができるものに厳密に限定されていること；

(C) 別表 1 の化学製剤が、米国に事前に輸入されたものでないこと（これは、1997 年 4 月 29 日以前に米国に輸入された別表 1 の化学製剤には適用されないし、或いは同じ加盟国から米国に直接輸入された別表 1 の化学製剤のうち、その加盟国に新たに返送される（すなわち、輸出される）ことになっているものには適用されない）；

(D) 仕向国での別表 1 の化学製剤の所定の期間における総量が 1 トン[メートル法]以下であること、かつ、提起された輸出を受取ることによって、いずれの暦年度においても、当該仕向国に別表 1 の化学製剤を 1 トン[メートル法]以上取得させるか、取得させた原因にならないこと。

(ii) CWC 非加盟国への輸出

CWC 非加盟国(EAR§745 付則 2にリストされていない仕向地)への ECCN 1C351.d.14 若しくは d.15 で規制される別表 1 の化学製剤の輸出申請は、CWC 非加盟国へのこれらの化学製剤の輸出を禁止する CWC のもとでの米国の義務に沿って、通常、拒絶される。

(iii) 再輸出

ECCN 1C351.d.14 若しくは d.15 で規制される別表 1 の化学製剤の再輸出申請は、すべての仕向

地について、通常、拒絶される（CWC 加盟国及び CWC 非加盟国の双方を含む）。

(2) 別表 2 の化学製剤及び混合物

CWC 非加盟国（EAR§745 付則 2 にリストされていない仕向地）への ECCN 1C350.b、ECCN 1C355.a 又は ECCN 1C395 で規制される別表 2 の化学製剤及び混合物の輸出又は再輸出の申請は、これらの化学製剤の CWC 非加盟国への輸出を禁止する CWC における米国の義務に沿って、通常、拒絶される。

(3) 別表 3 の化学製剤及び混合物

(i) 輸出

CWC 非加盟国（EAR§745 付則 2 にリストされていない仕向地）への ECCN 1C350.c、ECCN 1C355.b 又は ECCN 1C395.b で規制される別表 3 の化学製剤及び混合物の輸出申請は、通常、拒絶される。

(ii) CWC 非加盟国からの再輸出

CWC 非加盟国（EAR§745 付則 2 にリストされていない仕向地）から他の CWC 非加盟国への ECCN 1C350.c、ECCN 1C355.b、又は ECCN 1C395.b で規制される別表 3 の化学製剤及び混合物の再輸出申請は、通常、拒絶される。

(4) ECCN 1E355 で規制される技術

ECCN 1E355 で規制される技術の輸出及び再輸出は、ケースバイケースで審査される。

(c) 契約書尊厳条項

契約書尊厳条項は、本節のもとに審査される輸出許可申請には適用できない。

§742.19 反テロリズム：北朝鮮

(a) 輸出許可要求事項

(1) 反テロリズム理由で規制されている商務省規制品リスト（CCL)に掲げるすべての品目(即ち、EAR 99 以外の ECCN をもつもの）の北朝鮮への輸出又は再輸出には、輸出許可が必要である。これには ECCN の輸出許可要求事項欄のカントリーチャート列に AT column 1 又は AT column 2 がある CCL に掲げるすべての品目、並びに ECCN 0A505.c、0A988、0A999、0B505.c、0B999、0D999、1A999、1B999、1C995、1C999、1D999、2A994、2A999、2B999、2D994、2E994、3A999 及び 6A999 を含む。EAR§746 についても参照しなさい。

(2) 国務長官は、北朝鮮を同国政府が国際テロ行為の支援を繰り返し提供した国として指定した。

(3) テロ支援国に対する米国の外交政策を支持して、BIS は、§742 付則 2 で定める品目の輸出及び再輸出に対して 2 種類の反テロリズム規制を維持している。

(i) §742 付則 2 の(c)(1)項から(c)(5)項で定める品目については、軍、警察、諜報機関又はその他の機微な最終需要者を仕向先とする場合、 輸出管理法(EAA)改正版の§6(j)のもとに規制される。

(ii) §742 付則 2 の(c)(1)項から(c)(5)項で定める品目であって、機微ではない最終需要者を仕向先とするもの、並びにすべての最終需要者への(c)(6)項から(c)(45)項で定める品目については、EAA の§6(a)のもとに北朝鮮に対して規制される。§6(a)の規制のもとに審査される品目の輸出許可申請についても、当該取引に§6(j)の規制が適用できるかを裁定するために審査される。輸出又は再輸出が北朝鮮の軍事力（軍事兵站力を含む）に重大な貢献をする可能性があるか、或いは国際テロ行為を支援する北朝鮮の能力を強化する可能性があると裁定された場合、国務長官及び商務長官は、輸出許可証が発行される 30 日前に議会に通知するものとする。(EAA の§6(a)及び§6(j)のもとで規制される品目に対する更なる情報については、§742 付則 2 を、EAA の§6(j)のもとに規制される品目の輸出許可申請書の処理手続きについては、EAR§750.6 を参照しなさい。)

(b) 輸出許可方針

(1) 次に該当する品目の北朝鮮に所在するすべての最終需要者への輸出及び再輸出許可申請は、通常、拒絶される：

(i) いずれの仕向地にも生物化学兵器拡散理由により規制される品目

これらの品目は、CCL において ECCN の"輸出許可要求事項"欄のカントリーチャート列に、CB Column

1、CB Column 2 又は CB Column 3 を含んでいる。

(ii) いずれの仕向地にもミサイル拡散理由で規制される品目

これらの品目は、CCL において ECCN の"輸出許可要求事項"欄のカントリーチャート列に、MT Column 1 がある。

(iii) いずれの仕向地にも核兵器拡散理由で規制される品目

これらの品目は、CCL において ECCN の"輸出許可要求事項"欄のカントリーチャート列に、NP Column 1 又は NP Column 2 を含んでいる。

(iv) いずれの仕向地にも国家安全保障理由で規制される品目

これらの品目は、CCL において ECCN の"輸出許可要求事項"欄のカントリーチャート列に、NS Column 1 又は NS Column 2 を含んでいる。

(v) いずれの仕向地にも国家安全保障理由で規制される軍事関連品目

これらの品目は、CCL において ECCN の"許可要求事項"欄のカントリーチャート列に、NS Column 1 を含む品目、及びエントリーの末尾が"18"の装置又は材料により規制される品目である。

(vi) すべての航空機（動力機及び非動力機）、ヘリコプター、エンジン並びに関連するスペアパーツ及び部分品

これらの品目は、CCL において ECCN の"許可要求事項"欄のカントリーチャート列に、NS Column 1、NS Column 2、MT Column 1、 又は AT Column 1 を含む。（飛行の安全のための部品及び部分品を除く、これらは本節の(b)(2)項に従って、ケースバイケースで審査される）。

(vii) いずれの仕向先にも規制される暗号、暗号解析及び暗号解読品目

これらの品目は、CCL において ECCN の"輸出許可要求事項"欄のカントリーチャート列に、NS Column 1、NS Column 2、AT Column 1 又は AT Column 2 を含む。

(viii) ECCN 8A992 で規制される潜水艇システム

(ix) ECCN 8A992 で規制されるスキューバギア及び関連装置

(x) ECCN 9A991 で規制される航空機与圧呼吸機器

(xi) ECCN 2A983 で規制される爆発物探知装置

(xii) 2A983 で規制される爆発物探知装置の"開発"、"製造"又は"使用"のために特別に設計又は改造した"ソフトウェア"(ECCN 2D983)

(xiii) 2A983 で規制される爆発物探知装置の"開発"、"製造"又は"使用"のために特別に設計又は改造した"技術"(ECCN 2E983)

(xiv) ECCN 1C992 で規制される市販用の弾薬及び爆発物

(xv) ECCN 2B991 で規制されるコンピュータ数値制御工作機械

(xvi) ECCN 2B991 で規制される航空機の外板及び翼桁用フライス盤

(xvii) ECCN 3B991 で規制される半導体製造装置

(xviii) "加重最高性能(Adjusted Peak Performance (APP)"が 0.0004 実効テラ演算(Weighted TeraFLOPS (WT))超のデジタル電子計算機

(xix) 処理速度が 0.5GFLOPS 以上のマイクロプロセッサ

(xx) ECCN 1C997 で規制される硝酸アンモニウム（硝酸アンモニウムを含有する特定の肥料を含む）。

(xxi) ECCN 1E355 で規制される化学兵器禁止条約（CWC）別表 2 及び別表 3 の化学製剤の製造に係る技術

(xxii) ECCN 2A984 で規制される遮蔽物体検出装置。

(xxiii) ECCN 2A984 で規制される遮蔽物体検出装置の"開発"、"製造"又は"使用"のために"必要な""ソフトウェア"(ECCN 2D984)

(xxiv) ECCN 2A984 で規制される遮蔽物体検出装置の"開発"、"製造"若しくは"使用"のため又は ECCN 2D984 で規制される"ソフトウェア"の"開発"のために"必要な""技術"(ECCN 2ED984)。

(2) 本節の(a)項で定められるその他のすべての品目であって、本節の(b)(1)項では定められていないものの北朝鮮への輸出及び再輸出申請は、その輸出又は再輸出が軍事関連の最終需要者又は軍事関連の最終用途に向けられる場合、通常、拒絶される。非軍事関連の最終需要者又は非軍事関連の最終用途に対する申請は、ケースバイケースで検討される。北朝鮮人民の福利目的に向けられる人道的品目；国連の人道的活動支援における品目；並びに、農産物及び医療機器の輸出又は再輸出の申請は、一般的に承認される。

(3) §742 付則 2の(c)(12)、(c)(24)、(c)(34)、(c)(37)、(c)(38) 及び (c)(45)項で定められる品目の北朝鮮への輸出及び再輸出申請は、その輸出又は再輸出が核関連の最終需要者又は核関連の最終用途に向けられる場合、通常、拒絶される。核に関連のない最終需要者又は核に関連のない最終用途（§742 付則 2 の(c)(24)(iv)(A)で定められる品目を除く）に対する申請は、ケースバイケースで検討される。

(4) §6(a)の規制のもとで審査される品目の輸出許可申請は、当該取引に対して、§6(j)の規制が適用されるか否かを裁定するためにも審査される。ある輸出又は再輸出が、北朝鮮の軍事力（その軍事兵站能力を含む）に重大な貢献をする可能性があるか、或いは国際テロ行為を支援する北朝鮮の能力を強化する可能性があると裁定された場合、国務長官及び商務長官は、輸出許可証を発行する 30 日前に議会に通知する。

適用される契約書尊厳期日以前に締結された契約の履行において行われる品目の輸出及び再輸出は、個別に審査されること、或いは契約書尊厳期日以前に効力を有していた他の適用できる許可方針に基づいて審査されることが適格である。本付則の中で示される契約書尊厳期日は、輸出者ガイダンスとしてのものである。契約書尊厳期日は、特定の品目に対して外交方針上の規制を課す中で制定されるものであり、当該品目を含む輸出許可を決定する目的のために関連した期日である。明確な契約書尊厳期日があなたの取引に適用できると考える場合、あなたの輸出許可申請書に関連するすべての情報を含めなければならない。

(1) メチルホスホン酸ジメチル、オキシ塩化リン、チオジグリコール、塩酸ジメチルアミン、ジメチルアミン、エチレンクロロヒドリン（2-クロロエタノール）及びフッ化カリウムのイラン又はシリアへの輸出に対する契約書尊厳期日は 1986 年 4 月 28 日である。

(2) 亜リン酸ジメチル(ジ メチル＝ヒドロゲンホスファイト)、メチルホスホニルジクロリド、3-キヌクリジノール、N,N-ジイソプロピルアミノ-エタン-2-チオール、N,N-ジイソプロピルアミノエチル-2-クロリド、3-ヒドロキシ-1-メチルピペリジン、亜リン酸トリメチル、三塩化リン及び塩化チオニルのイラン又はシリアへの輸出に対する契約書尊厳期日は、1987 年 7 月 6 日である。

(3) ECCN 1C351、1C353 及び 1C354 の品目のイラン又はシリアへの輸出に対する契約書尊厳期日は、1989 年 2 月 22 日である。

(4) メチルホスホン酸ジメチル、オキシ塩化リン、及びチオジグリコールのイランへの輸出に対する契約書尊厳期日は、1989 年 2 月 22 日である。

(5) フッ化水素カリウム、一水素フッ化アンモ ニウム、フッ化ナトリウム、重フッ化ナトリウム、五硫化リン、シアン化ナトリウム、トリエタノールアミン、ジイソプロピルアミン、硫化ナトリウム、及び N,N-ジエチルエタノールアミンのイラン又はシリアへの輸出に対する契約書尊厳期日は、1989 年 12 月 12 日である。

(6) 三塩化リン、亜リン酸トリメチル及び塩化チオニルのすべての仕向地（イラン又はシリアを除く）への輸出に対する契約書尊厳期日は、1989 年 12 月 12 日である。イラン又はシリアへの輸出については、本付則の(2)項が適用される。

(7) 2-クロロエタノール及びトリエタノールアミンのすべての仕向地（イラン又はシリアを除く）への輸出に対する契約書尊厳期日は、1991 年 1 月 15 日である。2-クロロエタノールのイラン又はシリアへの輸出については、本付則の(1)項が適用される。トリエタノールアミンのイラン又はシリアへの輸出については、本付則の(5)項が適用される。

(8) ECCN 1C350 で規制される化学製剤のすべての仕向地（イラン又はシリアを除く）への輸出に対する契約書尊厳期日は、次の化学製剤の輸出申請を除いて、1991 年 3 月 7 日である：

2-クロロエタノール、メチルホスホン酸ジメチル、亜リン酸ジメチル(ジ メチル＝ヒドロゲンホスファイト)、オキシ塩化リン、三塩化リン、チオジグリコール、塩化チオニルトリエタノールアミン、及び亜リン酸トリメチル（本付則の(6)項及び(7)項も参照しなさい）。イラン又はシリアへの輸出については、本付則の(1)項から(6)項を参照しなさい。

(9) 次の貨物と技術資料の輸出及び再輸出に対する契約書尊厳期日は、1991 年 3 月 7 日である：

(i) ECCN 2B350 及び 2B351 で定められる装置（化学兵器の原料となる化学製剤及び化学兵器用剤の製造用）；

(ii) ECCN 1C351、1C353、1C354 及び 2B352 で定められる装置及び材料（生物兵器用剤の製造用）；並びに

(iii) ECCN 2E001、2E002 及び 2E301 で定められる技術（ECCN 1C351、1C353、1C354、2B350、2B351 及び 2B352 で定められる装置の開発、製造及び使用のためのもの）

(10) 本章の§742.2(b)(3)の対象となる輸出許可申請書に対する契約書尊厳期日は、1991 年 3 月 7 日である。

(11) ECCN 1C350 で規制される化学製剤の再輸出に対する契約書尊厳期日は 1991 年 3 月 7 日である（ただし、これらの化学製剤のイラン又はシリアへの再輸出に対する契約書尊厳期日は 1989 年 12 月 12 日である）。

(12) ECCN 1C351、1C353 及び 1C354 で規制される人の病原体、動物原性感染症病原体、毒素、動物の病

原体、遺伝子が組み替えられた微生物及び植物病原体の再輸出に対する契約書尊厳期日は、1991 年 3 月 7 日である。

§742 付則 2　反テロリズム規制：
北朝鮮及びシリアの契約書尊厳期日及び関連方針

注：適用される契約書尊厳期日以前に締結された契約を履行において行われる品目の輸出及び再輸出は、個別に審査されること、或いは契約書尊厳期日以前に効力を有していた他の適用できる許可方針に基づいて審査されることが適格である。本付則の中で示される契約書尊厳期日は、輸出者ガイダンスとしてのものである。契約書尊厳期日は、特定の品目に対して外交方針上の規制を課す中で制定されるものであり、当該品目を含む輸出許可を決定する目的のために関連した期日である。明確な契約書尊厳期日があなたの取引に適用できると考える場合、あなたの輸出許可申請に関連するすべての情報を含めなければならない。BIS は、適切な裏付け書類が添付された申請が提出された時点で、適用可能な契約書尊厳期日を裁定する。

(a) テロ支援国

国務長官は、北朝鮮及びシリアを、これらの政府が国際テロ行為の支援を繰り返し提供した国として、輸出管理法(EAA)の§6(j)のもとに指定した。

(b) EAA§6(j)及び§6(a)のもとに規制される品目

国務長官が、これらの国のいずれかへの、ある輸出又は再輸出が、その国の軍事力（その軍事兵站能力を含む）に重大な貢献をする可能性があるか、或いは国際テロ行為を支援する、その国の能力を強化する可能性があると裁定した時はいつでも、これらの品目は EAA§6(j)のもとでの強制的な規制の対象となり、商務長官及び国務長官はこれらの品目の輸出許可証が発行される可能性がある 30 日前に議会のしかるべき委員会に通知することが義務付けられている。

(1) 1993 年 12 月 28 日、国務長官は本付則の(c)(1)から(c)(5)項で定める品目の北朝鮮及びシリアへの輸出について、軍、警察、諜報機関又はその他の機微な最終需要者を仕向先とする場合、EAA の§6(j)のもとに規制されることを決定した。従って、これらの国のいずれかに所在する機微な最終需要者へのこれらの品目の輸出又は再輸出に対して、30 日前の議会への通知要求事項が適用される。

(2) EAA§6(a)のもとに指定されたテロ支援国への規制される品目の輸出許可申請についても、EAA§6(j)の議会への通知要求事項が適用されるどうかを裁定するために審査される。

(3) 北朝鮮及びシリアに対して§6(a)のもとに反テロリズム理由で規制される品目は、以下の通りである：

(i) 機微ではない最終需要者への(c)(1)項から(c)(5)項で定められる品目；及び

(ii) すべての最終需要者への次の品目：

北朝鮮については、本付則の(c)(6)項から(c)(45)項の品目；

シリアについては、本付則の(c)(6)項から(c)(8)項、(c)(10)項から(c)(14)項、(c)(16)項から(c)(19)項及び(c)(22)項から(c)(44)項の品目。

(c) シリア、及び北朝鮮への反テロリズム理由で規制される品目の輸出許可要求事項及び輸出許可方針は、本章の§742.9 及び§742.10 でそれぞれ広く定められている。本付則では、北朝鮮、シリア及びスーダンに関する輸出許可方針のガイダンス、並びにシリア及びスーダンに関連する既存の契約書から利益を得ている取引に適用される可能性がある関連の契約書尊厳期日を規定している。

(1) 国家安全保障上の規制の対象となるすべての品目

(i) [Reserved]

(ii) シリア

シリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は最終用途に向けての申請は、本付則の(c)(2)項から(c)(42)項で別途指定されない限り、ケースバイケースで検討される。軍関連の最終需要者又は最終用途への価額が 700 万ドル以上の品目について、契約書尊厳期日は適用できない。すべての最終需要者に向けての、その他のすべての品目についての契約書尊厳期日：1986 年 12 月 16 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの装置の北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。

(2) 生物化学兵器拡散規制の対象となるすべての品目
これらの品目の北朝鮮及びシリア国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。シリアについての契約書尊厳期日に関しては、§742 付則 1 を参照しなさい。

(3) ミサイル拡散規制(MTCR)の対象となるすべての品目
北朝鮮及びシリア国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。シリアについては、契約書尊厳条項は適用できない。

(4) 核兵器拡散規制(NRL)の対象となるすべての品目
(i) [Reserved]
(ii) シリア
シリアへの軍関連の最終需要者又は最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は最終用途に向けての申請は、本付則の(c)(2)項から(c)(42)項で別途指定されていない限り、ケースバイケースで検討される。契約書尊厳期日は適用できない。
(iii) スーダン
スーダン国内の軍関連の最終需要者又は最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は最終用途への輸出及び再輸出申請は、本付則(c)(2)項から(c)(42)項で別途指定されていない限り、ケースバイケースで検討される。契約書尊厳期日は適用できない。
(iv) 北朝鮮
北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。

(5) すべての軍関連品目（即ち、末尾の項番が"18"の CCL のエントリーで規制される品目の輸出及び再輸出申請）
(i) [Reserved]
(ii) シリア
シリア国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。
(iii) スーダン
契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。スーダンの契約書尊厳期日：1996 年 1 月 19 日（それ以前の契約書尊厳期日が適用される場合を除く（例えば、EAA の§6(j)のもとで外交政策上の理由によりスーダンに対して最初に規制された品目の契約書尊厳期日は 1993 年 12 月 28 日））。
(iv) 北朝鮮
北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。

(6) すべての航空機（動力機及び非動力機）、ヘリコプター、エンジン及び関連するスペアパーツ及び部分品
(i) [Reserved]
(ii) シリア
シリア国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。
(A) 自重が 10,000 ポンド超のヘリコプター又は価額が 300 万ドル以上の固定翼の航空機については、契約書尊厳期日はない（ただし、旅客機については、価額に関わらず、契約書尊厳期日は、軍事用途を防ぐことに対して確証を有する定期航空路線に向けられる場合、1986 年 12 月 16 日である）。
(B) 自重が 10,000 ポンド以下のヘリコプターについての契約書尊厳期日：1986 年 4 月 28 日。
(C) その他の航空機及びこれらのためのガスタービンエンジンについての契約書尊厳期日：1986 年 12 月 16 日。
(D) ECCN 9A991.d で規制されるヘリコプター又は航空機の部品及び部分品についての契約書清浄

期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。

(7) 過酷な条件に耐える公道走行用トラクター

(i) [Reserved]

(ii) シリア

シリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。シリア国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii)スーダン

スーダン国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。スーダン国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。契約書尊厳期日：1996 年 1 月 19 日。

(iv) 北朝鮮

北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。北朝鮮国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(8) 積載能力が 9t（10 トン）以上の公道外走行用ホイールトラクター

(i) [Reserved]

(ii) シリア

シリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。シリア国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii)スーダン

スーダン国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。スーダン国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。契約書尊厳期日：1996 年 1 月 19 日。

(iv) 北朝鮮

北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。北朝鮮国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(9) タンク輸送車に動力を供給するための大型ディーゼルエンジン（400 馬力を超えるもの）及び部品

(i) [Reserved]

(ii)スーダン

スーダン国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。スーダン国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。契約書尊厳期日：1996 年 1 月 19 日。

(iii) 北朝鮮

北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。北朝鮮国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(10) 暗号、暗号解析及び暗号解読装置

(i) [Reserved]

(ii) シリア

すべての最終需要者への、すべての国家安全保障上で規制されるすべての暗号、暗号解析及び暗

号解読装置について、輸出許可が必要である。シリア国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であった暗号、暗号解析及び暗号解読装置についての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの装置の北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。

(11) ナビゲーション、方向探知機及びレーダー装置

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの装置のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。シリア国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であったナビゲーション、方向探知機及びレーダー装置の輸出についての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のすべてのナビゲーション、方向探知機及びレーダー装置についての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの装置の北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。北朝鮮国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(12) 電子試験装置

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの装置のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。シリア国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であった電子試験装置の契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のすべての電子試験装置の契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの装置の北朝鮮国内の軍関連の最終需要者若しくは軍関連の最終用途、又は核関連の最終需要者若しくは核関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。北朝鮮国内の軍関連以外の最終需要者若しくは軍関連以外の最終用途、又は核関連以外の最終需要者若しくは核関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(13) 移動通信装置

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの装置のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。シリア国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であった移動通信装置の契約尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のすべての移動通信装置の輸出についての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの装置の北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。北朝鮮国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(14) 水中音波探知装置

(i) [Reserved]

(ii) シリア

すべての最終需要者に向けての、1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であった水中音波探知装置ついて輸出許可が必要である。シリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。シリア国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であった水中音波探知装置についての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの品目のこれらの装置の北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。これらの装置の北朝鮮国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(15) ポータブル発電機

(i) [Reserved]

(ii) 北朝鮮

これらの装置の北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。これらの装置の北朝鮮国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(16) 船舶及び舟艇（ゴムボートを含む）

(i) [Reserved]

(ii) シリア

国家安全保障上で規制される船舶及び舟艇については輸出許可が必要である。これらの品目のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。シリア国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であった船舶及び舟艇についての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの品目の北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。これらの品目の北朝鮮国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(17) 船舶及び潜水艦のエンジン（船外用／船内用、馬力は問わない）

(i) [Reserved]

(ii) シリア

すべての最終需要者に向けての、国家安全保障上の規制の対象となるすべての船舶及び潜水艦のエンジンについて、輸出許可が必要である。これらの品目のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。シリア国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であった船舶及び潜水艦のエンジンについての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。これらの品目の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(18) 水中撮影装置

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの装置のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。シリア国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であった水中撮影装置の契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のすべての水中撮影装置の契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの装置の北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。

(19) 潜水艦システム

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらのシステムのシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。シリア国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であった潜水艦システムについての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のすべての潜水艦システムについての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの装置の北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。

(20) スキューバ用品及び関連装置

(i) [Reserved]

(ii) [Reserved]

(iii) 北朝鮮

これらの装置の北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。

(21) 航空機与圧呼吸装置

(i) [Reserved]

(ii) [Reserved]

(iii) 北朝鮮

これらの装置の北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。

(22) コンピュータ数値制御工作機械

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの品目のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であったコンピュータ数値制御工作機

械についての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のすべてのコンピュータ数値制御工作機械の輸出についての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの装置の北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。

(23) 振動試験装置

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの装置のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であった振動試験装置の契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のすべての振動試験装置の輸出についての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの装置の北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(24) APP が 0.00001WT 以上のデジタル電子計算機、組立品、附属装置、磁気記憶装置及び光学式記憶装置の開発装置又は製造装置、並びにヘッド/ディスク組立品の製造のための材料

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの品目のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であった品目についての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のすべての品目についての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

(A) APP が 0.0004WT 超の電子計算機：

すべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。

(B) APP が 0.0004WT 以下の電子計算機：

軍関連の最終需要者若しくは軍関連の最終用途、又は核関連の最終需要者若しくは核関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者若しくは軍関連以外の最終用途、又は核関連以外の最終需要者若しくは核関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(25) 通信装置

(i) 次のいずれかに該当する通信装置については輸出許可が必要である：

(A) 動作周波数が 19.7 GHz 以上、又は"スペクトル効率"が 3 bit/s/Hz を超える無線中継システム又は装置；

(B) 1,000nm 超の波長で動作する光ファイバーシステム又は装置；

(C) 最大多重レベルにおける"デジタル転送速度"が 45Mbit/s を超える"通信伝送システム"又は装置。

(ii) [Reserved]

(iii) シリア

これらの装置のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であった通信装置の輸出についての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のすべての通信装置の輸出についての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iv) [Reserved]

(v) 北朝鮮

これらの装置の北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(26) マイクロプロセッサ

(i) 25MHz 超のクロック速度で動作するもの

(A) [Reserved]

(B) シリア

これらの品目のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(1) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であったマイクロプロセッサについての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(2) その他のすべてのマイクロプロセッサについての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(ii) 処理速度が 0.5GFLOPS 以上のもの

(A) 北朝鮮

これらの品目の北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。

(B) [RESERVED]

(27) 半導体製造装置

シリア、スーダン又は北朝鮮に対しては、ECCN 3B001 及び 3B991 で定められる、これらのすべての装置について、輸出許可が必要である。

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの装置のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であった半導体製造装置についての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のすべての半導体製造装置についての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの装置の北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。

(28) 集積回路のコンピュータ援用設計及び製造のために特別に設計したソフトウェア

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらのソフトウェアのシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であったこれらのソフトウェアについ

ての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のこれらのすべてのソフトウェアについての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらのソフトウェアの北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(29) パケット交換機

ECCN 5A991.c.で定められる装置

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの装置のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であったパケット交換機についての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のすべてのパケット交換機についての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの品目の北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(30) 自動目標追尾のためにデジタル信号処理技術を用いた航空交通管制用途、又は電子的追尾のための施設を有する航空交通管制用途のために特別に設計したソフトウェア

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらのソフトウェアのシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であったこれらのソフトウェアについての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のすべてのこれらのソフトウェアの輸出についての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらのソフトウェアの北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(31) 静止状態において重力を測定する場合の精度が 100 マイクロガル未満（良い）の重力計、又はクォーツ素子（ウォルドン）型の重力計。

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの品目のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であった重力計についての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のすべてのこれらの重力計の輸出についての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの品目の北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(32) 磁力計であって、感度(ノイズレベル)が 1.0 ナノテスラ(周波数の平方根当たりで表した実効値)より低い(良い)もの

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの品目のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であったこれらの磁力計についての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のこれらのすべての磁力計についての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの品目の北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。北朝鮮国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(33) レーダーの冷却液用の ECCN 1C006.d で定められるフルオロカーボン化合物

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの化合物のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であったこれらのフルオロカーボン化合物についての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のこれらのすべてのフルオロカーボン化合物についての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの品目の北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(34) ECCN 1C210 で定められる高張力の有機及び無機繊維（ケブラー）

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの繊維のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であった ECCN 1C210 で定められる高張力の有機及び無機繊維（ケブラー）についての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のすべての ECCN 1C210 で定められる高張力の有機及び無機繊維（ケブラー）についての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの繊維の北朝鮮国内の軍関連の最終需要者若しくは軍関連の最終用途、又は核関連の最終需要者若しくは核関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。北朝鮮国内の軍関連以外の最終需要者若しくは軍関連以外の最終用途、又は核関連以外の最終需要者若しくは核関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(35) ECCN 2B003 及び 2B993 で定められる工作機械であって、直径が 1.25m までの歯車を切削するためのもの

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの品目のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であった工作機械についての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のすべての工作機械についての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの品目の北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(36) 航空機機体の外板及び翼桁用フライス盤

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの品目のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であった航空機機体の外板及び翼桁用フライス盤についての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のすべての航空機機体の外板及び翼桁用フライス盤についての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの装置の北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。

(37) ECCN 2B996 で定められる手動の寸法検査機

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの品目のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であったこれらの手動の寸法検査機についての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のこれらのすべての手動の寸法検査機についての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの装置の北朝鮮国内の軍関連の最終需要者若しくは軍関連の最終用途、又は核関連の最終需要者若しくは核関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。北朝鮮国内の軍関連以

外の最終需要者若しくは軍関連以外の最終用途、又は核関連以外の最終需要者若しくは核関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(38) プログラムの生成又は変更を行うためにリアルタイム処理でフィードバック情報を用いることができるロボット

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの品目のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(A) 1991 年 8 月 28 日時点で国家安全保障上の規制の対象であったこれらのロボットについての契約書尊厳期日：本付則の(c)(1)(ii)項を参照しなさい。

(B) その他のこれらのすべてのロボットについての契約書尊厳期日：1991 年 8 月 28 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの装置の北朝鮮国内の軍関連の最終需要者若しくは軍関連の最終用途、又は核関連の最終需要者若しくは核関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。北朝鮮国内の軍関連以外の最終需要者若しくは軍関連以外の最終用途、又は核関連以外の最終需要者若しくは核関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(39) ECCN 2A983 で定められる爆発物探知装置

(i) ECCN 2A983 で定められる爆発物探知装置（2003 年 4 月 3 日以前には、ECCN 2A993 で規制されていたもの）

(A) [Reserved]

(B) シリア

これらの品目のシリア国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。契約書尊厳期日：1996 年 1 月 19 日。

(C) [Reserved]

(D) 北朝鮮

これらの品目の北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。

(ii) ECCN 2A983 で定められる爆発物探知装置（2003 年 4 月 3 日までは、ECCN 2A993 で規制されていなかったもの）

(A) [Reserved]

(B) シリア

これらの品目のシリア国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。契約書尊厳期日：2003 年 3 月 21 日。

(C) スーダン

これらの品目のスーダン国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。米国人以外による再輸出についての契約書尊厳期日：2003 年 3 月 21 日。

(D) 北朝鮮

これらの品目の北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。 契約書尊厳期日：2003 年 3 月 21 日。

(40) ECCN 2D983 で定められる"ソフトウェア"であって、爆発物探知装置の"開発"、"製造"又は"使用"のために特別に設計又は改造したもの

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの品目のシリア国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。契約書尊厳期日：2003 年 3 月 21 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの品目の北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。契約書尊厳期日：2003 年 3 月 21 日。

(41) ECCN 2E983 で定められた"技術"であって、爆発物探知装置の"開発"、"製造"又は"使用"のために特別に設計又は改造したもの

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの品目のシリア国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。契約書尊厳期日：2003 年 3 月 21 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの品目の北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。契約書尊厳期日：2003 年 3 月 21 日。

(42) CCL において ECCN 1C355 で規制される製造技術

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの品目のシリア国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。シリア国内の軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの品目の北朝鮮国内の軍関連の最終需要者又は軍関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者又は軍関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(43) CCL において ECCN 1C992 で規制される市販用の弾薬及び爆発物

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの品目のシリア国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの品目の北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。

(44) CCL において ECCN 1C997 で規制される硝酸アンモニウム（硝酸アンモニウムを含有する特定の肥料を含む）

(i) [Reserved]

(ii) シリア

これらの品目のシリア国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。契約書尊厳期日：2001 年 6 月 15 日。

(iii) [Reserved]

(iv) 北朝鮮

これらの品目の北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。契約書尊厳期日：2001 年 6 月 15 日。

(45) CCL において ECCN 0A999、0B999、0D999、1A999、1C999、1D999、2A999、2B999、3A999 及び 6A999 で規制される特定の処理装置、材料及びソフトウェア

(i) 北朝鮮

これらの装置の北朝鮮国内の軍関連の最終需要者若しくは軍関連の最終用途、又は核関連の最終需要者若しくは核関連の最終用途に向けての申請は、通常、拒絶される。軍関連以外の最終需要者若しくは軍関連以外の最終用途、又は核関連以外の最終需要者若しくは核関連以外の最終用途に向けての申請は、ケースバイケースで検討される。

(ii) [RESERVED]

(46) ECCN 2A984 で定める遮蔽物体検出装置

(i) シリア

これらの貨物のシリア国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。契約書尊厳期日：2010 年 3 月 19 日。

(ii) [Reserved]

(iii) 北朝鮮

これらの貨物の北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。契約書尊厳期日：2010 年 3 月 19 日。

(47) ECCN 2A984 で規制される遮蔽物体検出装置の"開発"、"製造"又は"使用"のために"必要な"ECCN 2D984 で定める"ソフトウェア"

(i) シリア

これらのソフトウェアのシリア国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。契約書尊厳期日：2010 年 3 月 19 日。

(ii) [Reserved]

(iii) 北朝鮮

これらのソフトウェアの北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。契約書尊厳期日：2010 年 3 月 19 日。

(48) ECCN 2A984 で規制される遮蔽物体検出装置の"開発"、"製造"若しくは"使用"のため又は ECCN 2D984 で規制される"ソフトウェア"の"開発"のために"必要な"ECCN 2ED984 で定める"技術"

(i) シリア

これらの品目のシリア国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。契約書尊厳期日：2010 年 3 月 19 日。

(ii) [Reserved]

(iii) 北朝鮮

これらの品目の北朝鮮国内のすべての最終需要者に向けての申請は、通常、拒絶される。契約書尊厳期日：2010 年 3 月 19 日。

§742 付則 No.3 [Reserved]

§742 付則 No.4 [Reserved]

§742 付則 5[Reserved]

(a) すべての品目について：

(1) 番号分類のため又はその他の審議（BIS による要請の結果としての審議）のために提出されている各製品の名称を記述し、提出されている製品の種類（例えば、ルータ、ディスクドライブ、携帯電話及びチップ）の簡潔で専門用語を使わない一般的な説明を提示し、さらにパンフレット、データシート、技術仕様書又はその他の当該品目を説明する情報を提出してください。

(2) 当該製品の以前の番号分類があったか否かについて、今回の提出に適用される場合、示してください。暗号機能のマイナーな変更を伴う製品については、あなたは、以前の審査に対して漏れなく記載されたリファレンス（貨物分類自動追跡システム(CCATS)番号、輸出規制分類番号(ECCN)、認可項番）をつけたカバーシートを、変更点の明確な説明とともに含めなければなりません。

(3) 当該製品に暗号がどのように使用されているか及び暗号化されたデータのカテゴリー（例えば、蓄積データ、通信、管理データ及び内部データ）について説明してください。

(4) 'マスマーケット'暗号製品については、その製品が誰に対してどのように販売されるのかについて具体的に説明し、さらに、この販売方法及びその他の関連情報（例えば、製品コスト及び販売量）が暗号注釈（カテゴリー5 パート 2 の注 3）によっていかに説明されるかについて記述してください。

(5) この商品の一部として、提供（出荷又はバンドル）されている"暗号ソースコード" がありますか？もし yes なら、このソースコードは一般に入手可能なソースコードですか、オープンソースのウェブサイトから得られたコードから変更されていませんか、或いは独自に所有する"暗号ソースコード"ですか？

(b) 番号分類請求及びその他の提出について、以下の情報を提供してください：

(1) すべての対称鍵及び非対称鍵の暗号アルゴリズム及び鍵長の説明並びにそのアルゴリズムがどのように使用されているかの説明（関連パラメータ、入力及び設定を含む）。どの暗号適用モードがサポートされているかについて明記しなさい（例えば、Cipher Feedback Mode[CFB モード]又は Cipher Block Chaining Mode[CBC モード]）。

(2) 暗号鍵があなたの製品でどのように生成又は管理されているか（サポートされるアルゴリズム及びモジュラス（法）のサイズを含む）について記載しなさい。

(3) 製品が、独自に所有する暗号機能、未公開の暗号機能（正当に認められた国際標準団体によって採択又は承認されていない暗号アルゴリズム又はプロトコルを含む）を組み込んでいる或いは使用しているとして定義される"非標準暗号"を組み込んでいるか、使用しているかについて記載しなさい。そのアルゴリズムの逐語的な説明及びソースコードを提供しなさい。

(4) 暗号化を行う前の平文データに適用される前処理方法を記載しなさい（例えば、データ圧縮又はデータインターリービング）。

(5) 暗号化を行った後の暗号文データに適用される後処理方法を記載しなさい（例えば、パケット化、カプセル化）。

(6) サポートされるすべての通信プロトコル（例えば、X.25、Telnet、TCP、IEEE 802.11、IEEE 802.16、SIP...）及び暗号プロトコル及び暗号手法（例えば、SSL、TLS、SSH、IPSEC、IKE、SRTP、ECC、MD5、SHA、X.509、PKCS 標準...）（アプリケーションプログラミングインタフェース（API）を含む）を記述してください。また、これらがどのように使用されているかについて記載しなさい。

(7) ユーザーによる暗号アルゴリズム、鍵管理及び鍵空間[可能性のある暗号鍵の値の範囲]の改変を排除するために、当該製品がどのように書かれているのかについ記載しなさい。

(8) もしあれば、サードパーティーのハードウェア又はソフトウェアの暗号部分品によって提供される暗号機能につい記載しなさい。ハードウェア又はソフトウェア部分品のメーカー（当該製品を説明するために必要に応じて具体的な部品番号及びバージョン情報を含む）を特定しなさい。もしあれば、暗号ソフトウェア部分品が静的又は動的にリンクされているか否かについ記載しなさい。

(9) 使用されているコンパイラー、ランタイムインタープリタ又はコードアッセンブラについて、該当する場合、バージョン及びタイプを特定しなさい。

(10) あなたの会社の暗号製品に関して、その製品（又はその暗号コンポーネント）のいずれかは米国

外で製造されたものですか？もし yes なら、製作場所（国及び都市）を提示しなさい。

(11) **EAR §740.17(b)(2)参照。**その品目が§ 740.17(b)(2)の基準のいずれかに合致しているか否かについて記載しなさい。§740.17(b)(2)の各項にリストされる基準とあなたの品目との比較を提示しなさい。リストされている各パラメータに対して適用される具体的なデータを提供しなさい（例えば、最大総暗号化スループット、暗号化されるエンドポイントの最大数、衛星又は地上波のワイヤレス最大伝送速度、地上波ワイヤレスの動作範囲、カスタマイズされた暗号、ネットワーク侵入能力、暗号解析能力及び"非標準暗号"）。

(12) **EAR §740.17(b)(3)参照。**その製品が§740.17(b)(3)の各項で規定されるいずれかの基準（例えば、チップ、チップセット、電子組立品、プログラマブルロジックデバイス、暗号ライブラリ、暗号開発キット、"非標準暗号"、デジタルフォレンジック、及び"暗号機能有効化の手段"）に合致するか否かについて記載しなさい。

(13) **EAR §740.17(b)(2)(iii)参照。**EAR §772 で定義される"オープン暗号インタフェース"を組み込んでいる製品については、その暗号インタフェースを記載しなさい。

(14) IPsec 能力を有する製品について。

(i) あなたの製品の IKE ベンダーの ID（ベンダー固有のキャパビリティ ID を含む）を記載してください。

(ii) あなたは IKE のどのバージョン（IKEv1 又は IKEv2）を使用しているかについて明記してください。

(c) ハードウェア又はソフトウェアの"暗号部分品"（ソースコードを除く）（すなわち、他の暗号品目での使用又は他の暗号品目の製造を目的とするチップ、ツールキット、実行可能若しくはリンク可能モジュール）に関する番号分類請求については、以下の追加情報を提出しなさい：

(1) もしわかっているなら、当該部分品が使用される用途を引用してください；

(2) 当該部分品に汎用プログラミングインタフェースが存在する場合、記述してください；

(3) 当該部分品の機能が拘束されているか否かについて記述してください；並びに

(4) 暗号構成部品を特定し、メーカー名、構成部品の型番又はその他の識別名を含めてください。

(d) "暗号ソースコード"に対する番号分類請求については、以下の情報を提供してください：

(1) 該当する場合、以前 BIS により番号分類された実行可能な（オブジェクトコード形式の）製品を引用してください；

(2) 当該ソースコードが変更されたか否か、及び当該ソースコードがどのように変更されたかについての技術的詳細を含めてください；

(3) 請求があり次第、暗号アルゴリズム、鍵管理ルーチン及びこれらの関連するコールを含むソースコードのセクションのコピーを含めてください。

§742 付則 7　主要な兵器システムの説明

(1) 戦車：
高いクロスカントリー移動性能と高レベルの自己防御機能を持つ装軌式又は装輪式の自己推進型装甲戦車であって、空虚重量が 16.5 メートルトン以上で、かつ、口径が 75mm 以上の高い砲口初速で直接発射することができる主砲を持つもの。

(2) 装甲戦闘車両：
装甲防御機能とクロスカントリー能力を持つ装軌式、半装軌式又は装輪式の自己推進型車両であって、4 人以上の歩兵の分隊を輸送するように設計及び装備されたもの、又は口径が 12.5mm 以上の統合された或いは組織的な兵器又はミサイル発射装置で装甲したもの。

(3) 大口径の火砲システム：
銃、曲射砲、銃又は曲射砲の機能を結合した火砲銃、迫撃砲又は複数発射ロケットシステム（主として間接射撃を発射することにより地上の標的と交戦することができるもの）であって、口径が 75mm 以上のもの。

(4) 戦闘用航空機：
誘導ミサイル、無誘導ロケット、爆弾、銃、大砲又はその他の破壊兵器を使用することによって攻撃目標と交戦するために設計、装備又は改造した固定翼又は可変翼の航空機（特殊な電子戦、防空網制圧又は偵察作戦を実行するバージョンの航空機を含む）。
用語"戦闘機"には、上記で記述されるように設計、装備又は改造されていない限り、初等訓練機については含まない。

(5) 攻撃用ヘリコプター：
誘導式又は無誘導式の対装甲、空対地、空対水中又は空対空兵器を使用することによって攻撃目標と交戦するために設計、装備又は改造した回転翼航空機並びにこれらの兵器のための統合火器管制及び照準装置を装備した回転翼航空機（特殊な偵察又は電子戦作戦を実行するバージョンの航空機を含む）。

(6) 軍艦：
基準排水量が 750 メートルトン以上の軍用に装甲及び装備された船舶又は潜水艦、並びに基準排水量が 750 メートルトン未満であって、射程距離が 25km 以上の打上げミサイル又は同様の射程距離の魚雷を装備したもの。

(7) ミサイル及びミサイル発射装置：
(a) 誘導ロケット、無誘導ロケット、弾道ミサイル又は巡航ミサイルであって、25km 以上の射程距離に弾頭又は破壊兵器を運搬することができるもの、並びに同様のミサイル又はロケットを発射するために設計又は改造された品目（本付則の(1)項から(6)項で特定される装置でカバーされない場合に限る）。本規則でいうところにおいて、本項に掲げるシステムには、本項で定義されるミサイルの特性を持つ遠隔操縦ロケット本体を含むが、地対空ミサイルは含まない；
(b) 携行型地対空ミサイル（MANPADS）；又は
(c) 任意のタイプの無人航空機（UAV）（これらの装置を誘導及び制御するためのセンサーを含む）（模型飛行機を除く）。

(8) 攻撃用宇宙兵器：
米国とその同盟国の宇宙における活動の自由を与えなくすることができるシステム若しくは能力、又は米国とその同盟国が敵対者の宇宙における活動能力を与えないようにすることを妨げるシステム若しくは能力。これには、対衛星ミサイルのようなシステム又は宇宙における資産を無効にしたり破壊するために設計したシステムを含む。

(9) 指揮、統制、通信、コンピュータ、情報、監視及び偵察（C4ISR）：
軍の作戦地域の全域に配備された戦力への権限と指揮の行使において軍の指揮官を支援するシステム；
外国又は国外の地域に関する情報を収集、処理、統合、分析、評価又は判断するもの；
視覚、聴覚、電子的、写真又はその他の方法により、航空宇宙、地上若しくは水中空間、建物、人々又は事物を組織的に監視するもの；並びに
視覚的な監視又はその他の探知方法により、敵軍又は可能性のある敵軍の活動及び資源に関する情報を取得したり、特定の地域の気象、水界地理、又は地理的な特質に関するデータを安全にするもの（水中

の通信を含む)。センサー技術についても含む。

(10) 精密誘導爆発兵器 (PGM) (″スマート爆弾″を含む):

精密爆撃任務において使用される兵器、たとえば、標的に対して兵器を誘導することができるキットを装着するように特別に設計した兵器又は爆弾。

(11) 暗視装置:

可視光及び赤外線エネルギーを感知して画像を提供するために用いられる電子光学的装置。

これには、夜間暗視ゴーグル、前方監視用赤外線装置;赤外線暗視カメラ及び暗視デバイスであるところの低照度システムに加えて、赤外線フォーカルプレーンアレー検出器及びカメラであって、軍用に特別に設計、開発、改造又は構成されたもの;イメージ増強装置又はシステム及びその他の夜間照準装置又はシステムであって、軍用に特別に設計、開発、改造又は構成されたもの;第２世代及び上記の軍用のイメージ増強管であって、軍用に特別に設計、開発、改造又は構成されたもの、並びに軍事用途に特別に設計、開発、改造又は構成された赤外線、可視光線及び紫外線機器を含む。

§742 付則 No.8　暗号品目に対する自己番号分類報告

この付則は、§742.17(b)(1)に基づいて輸出又は再輸出される暗号貨物、ソフトウェア及び部分品の、BIS 及び ENC 暗号請求コーディネータ(メリーランド州フォートミード)への自己番号分類報告についての特定の指示事項及び要求事項を規定するものである。本付則に関連する補足的な指示事項及び要求事項（報告時期及び報告方法）について、EAR§740.17(e)(3)を参照してください。

(a) 報告すべき情報

本付則並びに EAR§740.17(b)(1)及び§740.17(e)(3)の要求事項の対象となる各暗号品目について、本付則の(b)項で定めるファイルフォーマットで以下の情報が必要である：

(1) 製品名（50 文字以内）

(2) 型番／シリーズ番号／部品番号（50 文字以内）

必要に応じて、’NONE’［ナシ]又は’N/A’［適用されない]と記入してください。

(3) 主たるメーカー（50 文字以内）

あなたが当該品目の主たるメーカーである場合、'SELF'［自社]と記入してください。当該品目について複数のメーカーがあって、どのメーカーも明確に主たるメーカーでない場合、メーカーのうちの 1 社の名前を記入するか、"MULTIPLE"と記入してください。必要に応じて、’NONE’［ナシ]又は’N/A’［適用されない]と記入してください。

(4) 輸出規制分類番号（ECCN）（次のうちの 1 つから選んでください）：

(i) 5A002

(ii) 5B002

(iii) 5D002

(iv) 5A992

(v) 5D992

(5) 暗号認可の種類の識別子（許可例外 ENC（§740.17(b)(1)）のもとで適格であることを示し、以下のうちの 1 つから選択する）：

(i) ENC

(ii) MMKT

(6)品目タイプ記述子（以下のうちの 1 つから選択する）：

(i)アクセスポイント；

(ii) セルラー；

(iii) コンピュータ又はコンピュータプラットフォーム；

(iv) コンピュータフォレンジック[コンピューターを対象とする鑑識・科学捜査]；

(v) 暗号処理アクセラレータ；

(vi) データバックアップ及びリカバリ；

(vii) データベース；

(viii) ディスク／ドライブの暗号化；

(ix) 分散コンピューティング；

(x) 電子メール通信；

(xi) ファックス通信；

(xii) ファイルの暗号化；

(xiii) ファイアウォール；

(xiv) ゲートウェイ；

(xv) 侵入検知；

(xvi) ID 管理；

(xvii) 鍵交換；

(xviii) 鍵管理；

(xix) 鍵保存；

(xx) リンク暗号化；

(xxi) ローカルエリアネットワーク（LAN）

(xxii) メトロポリタンエリアネットワーク（MAN）
(xxiii) モビリティ及びモバイルアプリケーション（他の項目で指定されていないもの）;
(xxiv) モデム
(xxv) マルチメディア（他の項目で指定されていないもの）;
(xxvi) ネットワークコンバージェンス又はネットワーク基盤（他の項目で指定されていないもの）;
(xxvii) ネットワークフォレンジック[ネットワークトラフィックの証拠収集および分析];
(xxviii) ネットワークインテリジェンス;
(xxviii) ネットワーク管理又はシステム管理（OAM/OAM&P）;
(xxix) ネットワークセキュリティ監視;
(xxx) ネットワーク脆弱性及び潜入試験;
(xxxii) オペレーティングシステム;
(xxxiii) 光ネットワーク;
(xxxiv) 無線通信;
(xxxv) ルーター;
(xxxvi) 衛星通信;
(xxxvii) 短距離無線（他の項目で指定されていないもの）;
(xxxviii) ストレージエリアネットワーク（SAN）;
(xxxix) 3G/4G/5G/LTE/WiMAX;
(xl) トラステッドコンピューティング;
(xli) テレビ会議;
(xlii) 仮想プライベートネットワーク（VPN）;
(xliii) 音声通信（他の項目で指定されていないもの）;
(xliv) ボイス オーバー インターネット プロトコル（VoIP）;
(xlv) ワイドエリアネットワーク（WAN）;
(xlvi) 無線 LAN（WLAN）;
(xlvii) 無線パーソナルエリアネットワーク（WPAN）
(xlviii) 試験装置（他の項目で指定されていないもの）; 又は
(xlix) その他（詳細に記載してください）。

(7) 報告書を提出する会社又は個人の名前（50 字以内）。
(8) 電話番号（50 字以内）。
(9) E メールアドレス（50 字以内）。
(10) 郵送先（50 字以内）。
(11) あなたの会社の暗号製品に関して、米国以外の供給元又はベンダー4 により製作又は提供された暗号コンポーネントを組込んでいますか？'YES'、'NO'、又は必要であれば'N/A'（250 字以内）。
(12) あなたの会社の暗号製品に関して、それらのいくらかは米国以外の場所で製作されていますか？yes の場合、国と都市別に米国以外の製造場所をリストしなさい。必要であれば、'NONE'又は'N/A'を入力しなさい（250 字以内）。

(b) ファイルフォーマット要求事項

(1) 本付則の(a)項で定める情報は、表又はスプレッドシートの形式でのみ（カンマ区切り（.csv）形式で電子ファイルとして）提出されなければならない。あなたの暗号自己番号分類報告は、各行（及び 1 行の中のすべてのエントリー)は該当する暗号品目に適切に対応する表又はスプレッドシートの形式に直接変換できるものでなければならないので、.csv 以外のいかなるフォーマットも受け付けられない。

(b)(1) 項の注釈：スプレッドシートのフォーマット（例えば、ファイル拡張子.xls、.numbers、.qpw、.wb*、.wrk 及び.wks）で作成され蓄積された暗号自己番号分類報告は、スプレッドシートプログラムから直接カンマ区切りファイルフォーマットに変換又は保存できなければならない。この.csv ファイルは、それゆえに提出に対して使用可能である。

(2) あなたの暗号自己番号分類報告（.csv ファイル）の各行は、さらに本付則で定めるところにより

12 のエントリーから構成されなければならない。

(3) .csv ファイルの最初の行は、修正又は変更することなしに、以下の 12 のエントリー（すなわち、以下に合致するもの）から構成されなければならない：

PRODUCT NAME[製品名]、MODEL NUMBER[型番]、MANUFACTURER[メーカー]、ECCN[ECCN]、AUTHORIZATION TYPE[認可の種類]、ITEM TYPE[品目の種類] 、SUBMITTER NAME[提出者の名前]、TELEPHONE NUMBER[電話番号]、E-MAIL ADDRESS][E メールアドレス]、MAILING ADDRESS[郵送先]、NON-U.S. COMPONENTS[米国以外のコンポーネント]、NON-U.S. MANUFACTURING LOCATIONS[米国以外の製作場所]。

(b)(3)項の注釈：.csv フォーマットの暗号自己番号分類報告のこれらの最初の 12 のエントリー（すなわち、最初の列）は、スプレッドシートのデータファイルの 12 の欄のヘッダに対応する。欄のヘッダ 7 から 12（SUBMITTER NAME[提出者の名前]から NON-U.S. MANUFACTURING LOCATIONS[米国以外の製作場所]で提供される回答は全体として会社に関連しており、そのため各製品に対して同じものが入力されなければなりません（すなわち、その報告には、唯一の連絡先、報告される製品のいずれかが米国外を供給元とする暗号コンポーネントを組み込んでいるか否かに対する'YES'若しくは'NO'の回答、及び米国以外の製作場所の一つのリストが必要です）。しかし、各製品に対して情報が同じ場合であっても、スプレッドシートの各列に、どのエントリーも空欄にすることなく、各製品が企業を特定する同じ情報を持つように、この情報を繰り返してください。

(4) .csv ファイルのそれぞれの次の行は、本付則の(c)項で定める単一の暗号品目（又は区分された製品のシリーズ）に対応しなければならない。

(5) 各行は、この付則の(a)(1)、(a)(2)、(a)(3)、(a)(4)、(a)(5)及び(a)(6)項で定める 6 つのエントリーから構成しなければならない。どのエントリーも空白のままにしてはならない。各エントリーは、カンマで区切らなければならない。特定の追加指示事項は以下の通りである：

(i) 行のエントリー(a)(1)（'PRODUCT NAME'[製品名]）及び(a)(4)（'ECCN'）は、関連する情報を漏れなく記入しなければならない。

(ii) エントリー(a)(2)（'MODEL NUMBER'[型番]）及び(a)(3)（'MANUFACTURER'[メーカー]）については、これらのエントリーがあなたの品目又は状況に適用されない場合、'NONE'[なし]又は'N/A'[該当なし]を記入することができる。

(iii) エントリー(a)(5)（'AUTHORIZATION TYPE'[認可の種類]）については、あなたの状況にどの規定された選択も適用されない場合、'OTHER'[その他]を記入することができる。

(6) .csv ファイルフォーマットの要求事項のため、カンマは、行のエントリー間の必要な区分符号としてのみ使用できる。あなたは、あなたの暗号自己番号分類報告において、他のいかなる理由であっても、カンマを使用してはならない。

(c) その他の指示事項

(1) この付則並びに EAR§740.17(b)(1)及び§740.17(e)(3)に従って提出される情報は、商品目録、カタログ、マーケティングパンフレット及びその他の宣伝用資料で一般的に識別されるところの、製品提供物を特定しなければならない。

(2) 本付則の(a)項で定めるすべての情報が型番／シリーズ番号／部品番号（エントリー(a)(2)）を除いて同じである製品ファミリーについては、あなたの.csv ファイルの各行が製品ファミリー全体の中で単一の製品シリーズ（又は製品の種類）に対応していることを条件として、エントリー(a)(2)について適切な型番／シリーズ番号／部品番号識別子（例えば、'300'又は'3xx'）を用いて、あなたの.csv ファイルの中で単一の行で、これらの製品をリストし記述することができる。

(3) 例えば、A 社が 100'（'1xx'）及び'300'（'3xx'）シリーズの双方の製品の生産、取引及び販売を行う場合、たとえ他の必要な情報が'100'と'300'シリーズのすべての製品に共通であっても、その暗号自己番号分類報告(.csv ファイル)の中で、A 社は、1 行で'100'製品シリーズをリスト（エントリー(a)(2)に、'100'又は'1xx'と記入）し、別の行で'300'製品シリーズをリスト（エントリー(a)(2)に、'300'又は'3xx'と記入）しなければならない。

(4) 輸出者又は再輸出者により自己番号分類された製品だけが報告されなければならない。産業安全保障局による番号分類のために提出された製品（それに対して CCATS が発行される）は、報告する必要がない。